

行政常任委員会会議録
〔平成 25 年第 1 回定例夕張市議会付託〕
平成 25 年 3 月 21 日(木曜日)
午前 10 時 30 分開議

◎付託案件

- (1) 議案第 1 号 平成 25 年度夕張市一般会計予算
- (2) 議案第 2 号 平成 25 年度夕張市国民健康保険事業会計予算
- (3) 議案第 3 号 平成 25 年度夕張市市場事業会計予算
- (4) 議案第 4 号 平成 25 年度夕張市公共下水道事業会計予算
- (5) 議案第 5 号 平成 25 年度夕張市介護保険事業会計予算
- (6) 議案第 6 号 平成 25 年度夕張市診療所事業会計予算
- (7) 議案第 7 号 平成 25 年度夕張市後期高齢者医療事業会計予算
- (8) 議案第 8 号 平成 25 年度夕張市水道事業会計予算

◎出席委員 (8 名)

大 山 修 二 君
小 林 尚 文 君
高 間 澄 子 君
熊 谷 桂 子 君
島 田 達 彦 君
藤 倉 肇 君
厚 谷 司 君
角 田 浩 晃 君

◎欠席委員 (なし)

◎出席参与

市長、松倉監査委員、教育委員長、教育長、理事、消防長のほか、関係の室長、課長等

午前 10 時 30 分 開議

●高間委員長 それでは、皆さん、おはようございます。

ただいまから、行政常任委員会を開催いたします。

●高間委員長 本日の出席委員は 8 名、全員であります。

ほかに議長が出席されております。次に、参与の出席であります。市長、松倉監査委員、教育委員長、教育長、理事、消防長、室長のほか、関係の課長等が出席されております。

●高間委員長 次に、審査の進め方についてありますが、本常任委員会に付託されました案件は、本会議において理事者から提案説明がなされておりますので、直ちに大綱的な質疑を行い、次に、一般会計は歳出より款ごとに、他の会計は会計ごとに一括して順次審査を行い、最後に審査結果の取りまとめと採決を行いたいと考えておりますが、そのように取り進めてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

異議がないようでありますから、そのように取り進めてまいります。

なお、本常任委員会は、本日とあすの二日間開催する予定としておりますが、議事の進行につきましては、特段のご協力をお願いいたします。

それでは、早速、大綱的な質疑を行います。

●高間委員長 角田委員。

●角田委員 それでは、25 年度の執行方針に基づいて、先日、3 月議会ということで大綱的に質問させていただいた中で、市民の安全安心を担保する中で、安心できる医療体制づくりという点で、ご指摘をいたしました。その中で、先般のやりとりの中で、いわゆる開業医の方々に対して、日曜当番も含めた、その輪番についての理解が、その後どのような形になったのかを、まず確認させてください。

●高間委員長 保健福祉課長。

●池下保健福祉課長 4 月からの救急当番についてであります、議会の皆様、市民の皆様に大変ご心配をおかけしておりましたが、4 月以降も、当面、医師会で夜間救急の当番をお引き受けいただけるということについて確認をさせていただいたところがあります。

●高間委員長 角田委員。

●角田委員 それは、ひとまず、大変いいことだと思います。それと、あわせまして、医療対策の中において、夕張市医療保健対策協議会、この取りまとめができない中で新年度予算を提案しなければならないという大変厳しい状況にあります。市長の言われるところによると、この協議会の答申を踏まえて、今後の医療の方向については、答申を踏まえてということが前提になっています。ということは、答申が出てくるまでは、それを待っていなければいけないという現実があります。もう既に、新年度 4 月からに向けて、きょう、こういう予算委員会をやっているわけですが、この取りまとめをいつごろまでに終えること、そして、それを踏まえて、市立診療所の改築も含めて、今後の方針をいつごろまでに出してこうとしているのか、その辺をお聞かせください。

●高間委員長 市長。

●鈴木市長 医療保健対策協議会の進め方につきましては、大綱質問のときにもお答えし、今、角田委員のほうからもお話がありましたが、医療保健対策協議会において答申を出していただくという形で考えている中で、その医療保健対策協議会、1 月 23 日開催の時点において、医療関係者の皆様で何回か話し合いの場を持ちながら、方向性を探った上で協議会を再開するべきであると、こういうことについて、委員の皆様にご了解をいただいているところでございます。ですから、まずは、こういった医療関係者の皆様との話し合いを受けて、その後、協議会を再開をするという方向性で、その中でスケジュール等についても探っていきたいと考えております。

●高間委員長 角田委員。

●角田委員 今、市長からお示しあったとおり、やはり医療に実際に携わっている方々のご意見というか、そこらの調整をとっていかないことには、いわゆる連携、開業医と市立診療所を中核とした連携の中で市民を守るという中では、やはり現場のお医者さん、看護師さんのご意見を十分踏まえた上で協議会のほうに提案しながら、そしてご意見を伺うという格好で進めるのは確かに望ましいと思います。本来はそういうことで進めていくべきだったと思いますし、今提案されたことについては全くそのとおりだと思います。ただ、これから協議会の中で、開業医の方々とも腹を割ったお話をした中で、いろいろな、当番も含めて、役目、役割を確認し合うということになるかと思います。ただ、今後、病院の改築も含めて、一定の方向というのは余り時間はかけていられないはず。というのは、本来であれば、この予算委員会には、その方向づけを含めて示した上で、この予算審議をしなければならない。それができていないということからすると、かなり、そういう事情も踏まえていただいて、ご理解いただいて、早くに取りまとめなければならないという課題があると思いますが、そういう方向でよろしいでしょうか。

●高間委員長 市長。

●鈴木市長 角田委員のご指摘の部分で、市立診療所につきましては 40 年ぐらい経過しておりまして、老朽化も著しく進んでいる状況の中で、費用等も多くかかっている状況もございます。そういった背景もございますし、そもそも医療保健対策協議会のスケジュールの中では、平成 24 年度をめぐりというような状況の中で進めてきた経緯がございます。そういった背景を受けて、しっかりと議論をしなければならない問題であると同時に、スピード感を持って対応しなきゃいけない事例だと思っておりますので、まずは、医師会の皆さんとの、医療関係者です、ね、の皆さんとの話し合いをしていく中で、医療保健対策協議会を再開をし、できるだけ早くそうい

った方向性を探っていきたいと考えております。

●高間委員長 ほかにはございますか。
議長。

●高橋議長 ちょっと、関連で、今、角田委員のほうから、輪番制のあり方、その後どのようなになったかということでの質問で、福祉課長のほうから、確認がとれていると、4 月以降については確認がとれているというのですけれども、それは何をもって、そういうことで確認がとれたということで判断しているのか、ちょっとお聞かせいただきたいのですけれども。

●高間委員長 保健福祉課長。

●池下保健福祉課長 4 月以降の当番のあり方等を含めて、先生方とお話し合いを持って、その辺を協議しなければならないのですけれども、それに当たっては、まだその協議ができていない段階でありますので、その協議ができるものを踏まえて、当面、4 月以降の部分については、今の現状体制でお願いしますという形で医師会長のほうにお話をしております。

●高間委員長 議長。

●高橋議長 ということは、医師会長の、今、その判断ということで、医師会全体とのそういうまだテーブルには立ててない状況は続いているということ、まず、そこをきちんとですね、確認、逆に確認とっていかないと、何か、全てが確認とれたかのような先ほどの答弁になるとあれなので、そこをきちんとちょっと、もう一回説明してください。

●高間委員長 保健福祉課長。

●池下保健福祉課長 当番につきましては、医師会だけではなく、希望の杜も入ってきますので、希望の杜の森田先生が 3 月いっぱい終わられるものですから、新しい先生が 4 月に来るものですから、その先生も含めて話し合いを持つような形で行わなければならないと思っていますので、その話し合いとなると 4 月に入ってしまうので、その間、当面、今の現状維持でお願いしてきているところであります。

●高間委員長 議長。

●高橋議長 今のような答弁を最初にしておかないと、何か、あたかも 4 月以降確認がとれたって、先ほどの部分でいったら、25 年度以降全てが確認済みというように誤解されますから、そこは、今、課長もおっしゃられたとおり、希望の杜も含めて、特に医師も、3 月いっぱいいなくなる先生、そして 4 月から新しく来る先生、いずれにしても、輪番制については、新しい先生を交えていかないと、どちらにしても、いろんな意味でやっぱり体制が整わないでしょうから、協議にもならないでしょうから、だから、現時点では、まだそういう意味では、全体図としては確認がとれていないということでもいいですね。

●高間委員長 保健福祉課長。

●池下保健福祉課長 現時点では、その新しい体制といいますか、この当番のあり方等も協議をまだ行っていない段階でありますので、現時点では、その話し合いが持たれるまでは今の体制でということをお願いしております。

●高間委員長 熊谷委員。

●熊谷委員 今の質問に関連してなんですけれども、今、3 月いっぱい答申が出る予定だったけれども、今まだ出せない状況でいるということなんです。が、今後のスケジュールについてどのように考えていらっしゃるか、お願いします。

●高間委員長 市長。

●鈴木市長 熊谷委員のスケジュール観のご質問については、角田委員のご質問と重なってくる部分かなと思うんですけれども、医療機関の皆さんとのですね、話し合いを、まず医療保健対策協議会の中でも行うべきであるということについて、委員の皆さんからお話をいただいている状況でありますので、まず、それを実現した上で、協議会を再開する中でスケジュール等の方向性についても決定をしていきたいと考えているところです。

●高間委員長 熊谷委員。

●熊谷委員 今、その医療保健対策協議会ですか、

それは清水理事が座長でやってこられたというふうに思うんですが、清水理事、3 月でお帰riになるというふうに伺っていたんですが、今後はどなたが座長になってやっていかれるんですか。

●高間委員長 清水理事。

●清水理事 座長につきましては、まだ決定では行って、内部決定もまだ、決裁等行われてないですけども、やはり引き続き、理事等が引き継いでいく方向で検討したいと思っております。

●高間委員長 熊谷委員。

●熊谷委員 清水理事のほうから、引き続き理事という立場の方がというようなお話がありましたが、今のおっしゃったのが、今いらっしゃる高島理事のことなのか、新たに着任される理事のことなのかはわかりませんが、市民がやっぱり望んでいるのは、夕張のことをよくわかっている方、そういう方がぜひ必要ではないかなというふうに思うんです。やはり着任されて早々ですとか、1 年、2 年しか夕張のことをまだご存じない方が、もちろんそういう方も必要なんですけれども、本当にいろんな事情をわかっていらっしゃる方が責任ある立場に入ってきてちっとやっていかないと、本当の調整、それから話し合い、まとめってということが、本当に市民の立場、それから医療者の立場でできるのかなってというのが、私は一つ、ちょっと心配なんですよね。もちろん福祉課長も入っていらっしゃるというふうに思いますが、もうちょっと、何ていうのかな、強力に、何かやっぱり市を挙げて、きちんとその医療者の方たちと市民の方たちが協議をして、本当にいい方向にまとめられるような、そういうことをぜひやっていただきたいなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

●高間委員長 清水理事。

●清水理事 熊谷委員がおっしゃることはとてもよく理解できることで、やはり地域の中をですね、理解できる者、ただ、派遣で来た者については、客観性を持ってそういうことを望めるという、いろいろな利点があると思いますので、御意見として伺いしたいと思います。

●高間委員長 よろしいですか。

藤倉委員。

●藤倉委員 何度もダブるようですけど、大事なことで。今聞いていますと、医療保健対策協議会というのは、医療関係者との話し合いが済んでから持ちます、じゃ、医療関係者との話し合いの中で、特に 4 月以降については、今までどおり当番医がやりますというのは、医師会長として責任のある発言なのか。個人的に、私はいいですよというのか。このところ一番、もう来月からのことですから、医師会と医療関係者との話し合いが持たれなくても、医師会長が、大丈夫です、4 月以降も続行しますと責任ある発言なのか、個人的な発言なのか、これはもう大事なことですから、福祉課長、どういうことなんですか、これは。

●高間委員長 保健福祉課長。

●池下保健福祉課長 当然、医師会長にお願いしていますので、それは医師会長個人的な意見ではないと思います。それで、お話し合いが、これ、救急のやはり先生方の負担というのはかなりかかっているものですから、その負担軽減等も協議させていただきたいので、当面、その協議までは今の体制でお願いしますという形で医師会長にお願いしております。

●高間委員長 藤倉委員。

●藤倉委員 わかりました。確認しますよ。医師会長として責任ある立場で回答されたと、あなたに。だから、ほかのお医者さんが、いや、俺は診ないよ、俺は反対だよと、そういうことはないですよ。会長自身が、会長としての判断で、あなたに回答したということですから、そのように受けとめますよ。

●高間委員長 よろしいですか。

ほかにはございますか。

小林委員。

●小林委員 その件ですね、私どもは、当初は今年度中という部分でしたけれども、その中で、最終的には全員というか、拡大というか、町内会長まで入れてのお話もされるという部分で当初は聞いていたのですけれども、この部分については、今話し

たスケジュール観を持って、その後で、ある程度方向性が出た段階で、町内会長さんも含めた会議をこれから持ち合わせていけるのかどうかというのを、ちょっと確認をお願いをいたします。

●高間委員長 清水理事。

●清水理事 小林委員のご質問にお答えしたいと思います。

ご質問の内容は、拡大会議、つまり、広く市民のですね、住民の方々のご意見を聞くことが今後あるのかということだろうということでお答えさせていただきたいと思いますが、一つの例としまして、昨年 3 月に第 1 回の拡大会議を開いて、協議会におけるステップ 1 なのですが、医療をめぐる現状と課題についてご意見をお伺いして、それをもとに議論を深めていったという経緯があります。この協議会の進め方の一つは、コアな協議会の部分の委員での議論を踏まえて、拡大会議でまた議論をする、そして住民の声を、意見を聞いて、また協議して、それをまとめるという段階を踏むという形になっておりますので、今後、第 2 回目の拡大会議につきましては、この、今まとまりました、求められる医療提供体制、それから、市立診療所のあり方、これらを委員会議でまとめて、それを終了した時点で拡大会議を開いて、市民の皆様のご意見をお聞きすることとしたいと考えております。

●高間委員長 ほかにございますか。

厚谷委員。

●厚谷委員 私のほうからも、今の関連の質問をさせていただきたいと思います。

重複して確認をするような部分になろうかというふうに思いますが、お答えをいただきたいと思います。今後スケジュールについては、先ほどご答弁あったとおりということなんですが、私も医療保健対策協議会の委員として参加しているその会議の空気感から申し上げるとですね、相当やはり、答申に持っていくまでの議論を構築していくというのは、相当困難ではないのかなという思いをしております。1 月の協議会の状況までの経過を見て

も、やはり委員会の中にはもう、複数の意見が今でも混在しているという状況になっているというふうに私は受けとめているんですが、その状況の中で、基本的に、市長のほうも、この答申を最後まで、受けるまで協議会の議論を構築してもらおうと、その基本的な方針は変わりがないということによろしいですか。

●高間委員長 市長。

●鈴木市長 医療保健対策協議会の中でさまざまな意見があるということは、十分承知をしております。ただ、いろんなご意見をいただく中でも、お答えとしては一定の方向性を出していかなければならないのも事実としてあります。今まで多くの方に、医療保健対策協議会を拡大改組する中で、ご意見をいただきながら、医療関係者の皆さんとの話し合いが必要であるというご意見が 1 月 23 日に結果として今出ているわけですが、そういったご意見等を踏まえて拡大会議というものもあるんですが、そういったものを踏まえて最終的な方向性を出していくという考え方については、これを努力をしていきたいというふうに考えているところです。

●高間委員長 厚谷委員。

●厚谷委員 その点については理解をいたしました。それで、今後、協議会を再開して、それで拡大会議も開催するということになっていこうかというふうに思いますが、先ほど清水理事のほうから、前回の拡大会議のお話もしていただいたと思うんですが、前回の拡大会議の中でも、やはり患者代表さんが出席する拡大会議ということになっていますが、例えばその患者代表さんも、病院によって患者さんが出席したりしなかったりということで、言ってみれば、意見に偏りがあるんじゃないかというご指摘も一部あったやに思いますので、ぜひそういったところの配慮も、現在の医療関係者さんの協議とあわせて必要だというふうに考えますが、その点について何かお考えはございますか。

●高間委員長 福祉課長。

●池下保健福祉課長 患者代表につきましては、

各医療機関の先生方をお願いして出していただいているのですが、なかなか引き受けていただける方が少ないという形で、今、その各医療機関全員から来ているわけではないんですけれども、その辺は、その偏りのないような形で進めなければならないと考えております。

●高間委員長 よろしいですか。

ほかにはございますか。

議長。

●高橋議長 ちょっと今までのやりとり、総体的に聞いておまして、まず、医療保健対策協議会、現時点で先へ進んでいないこの対策協議会、まず、これの現時点では、今は諮問されているわけですから、とりあえず、まず先に、ちょっと清水理事にお伺いしたいと思います。現時点でこういうふうになってきた要因といいましょうか、その辺、全体的に、座長という立場で、どういうふうに分析をしておりますか、こういうふうになっている状況を含めて。

●高間委員長 清水理事。

●清水理事 医療保健対策協議会に係る現状の認識という形でご質問があったと思います。この現状認識についてでございますけれども、限られた医療資源と、それから財政再生団体という制約のもとで、地域医療のあり方につきまして、また、それから市立診療所の改築を含めたその中身につきまして、将来を見据えた議論が必要なことから、財政再生計画における改築計画を一時凍結しまして、地域医療ビジョンをもとに具体的な取り組みにつなげるための行動計画、一般的にアクションプランと言っておりますけれども、その案を医療保健対策協議会において協議、検討をお願いしまして、平成 24 年度をめどに答申を受け、市としての方向性を判断する、固めていくという形で進めてきたところでございます。この協議、検討において、事務局での進め方に至らない点があった、座長である私の進め方についても至らない点があったということから、医師会の皆様に、医療関係者の皆様に不信感を与える結果となっております、答申の取りまとめがおくれてきたと、

このように考えておまして、今日の混乱を招いたことにつきましては大変申しわけなく思っているところでございます。

以上です。

●高間委員長 議長。

●高橋議長 そこで、今、理事のほうから、進め方、取りまとめ方については至らなかった部分があったと、それは全くそうだと思うんですが、その中で、その大きな、主となる原因というのはどういうふうに考えているというふうに認識されておりますか。なぜ、その辺の取りまとめがまずかったのか、進め方がうまくいかなかったのか、その部分の主たる部分の大きな要因、原因というのは、どういうふうに分析しておりますか。

●高間委員長 清水理事。

●清水理事 医療保健対策協議会における進め方で至らなかった点等についてのご質問でございますけれども、協議会における市立診療所の改築時期について、こういったことで、さまざまな意見をいただいた中で、いろいろ意見を取りまとめるために、その方向性等について意見をいただき、それを議論する中で、その説明に言葉足らずの部分があったんじゃないかと、そういった中で医師会の皆様に誤解を与えてしまう面があったというふうに考えております。また、それから、医師会の皆様との日ごろのコミュニケーション不足、こういったことも、やはり意見交換や情報共有が十分に行われなかったのではないかと大変反省する点がございまして、それが不信感を招いた一つの原因でもあるのではないかと考えているところでございます。

今後につきましては、常日ごろから医師会の皆様との意見交換や情報共有に事務局全体で努めながら、さらなる信頼関係、これを構築していくように、今から申し上げて申しわけないのですが、できるだけ努力をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

●高間委員長 議長。

●高橋議長 そのとおりだと思います。言葉足らず、さらに言うと、やはりその示し方ですね、出し方といいたいでしょうか、その部分のやっぱり市の姿勢のあり方というんですかね、協議会の中ですよ。あと、やっぱり、日ごろのコミュニケーション、これがやっぱり最も不足していたということが最大の今日の状況を招いているのではないかというふうに思います。これは、今後、そういった大きな課題が浮き彫りになってきたわけですから、新年度以降、そういった部分の要因をきちんととらまえてやっていっていただきたいと思います。

そこで、先ほど熊谷委員からも質問が出た、新年度以降、この協議会のあり方、進め方も含めて、いわば、こういうふうに中途半端な今状況になっている、さらには医療体制そのもの、一番この重要な部分が、現状として余り前に進んでいない状況にいるということを受けて、きょう、これ、3 月の予算委員会ですから、新年度体制における部分で、この人事云々のことは、私たち、どうこう言うつもりはございませんが、しかし、一方で、今日までの医師会なりそういった医療関係者からの、いろんな、さまざまなお話を聞いていきましても、やはり先ほど熊谷委員からもお話出ていたとおり、この取り進め方云々もそうなんです、やはり夕張の実情、現状をよく理解してもらっている方が、やっぱり今後の医療連携なり医療体制のあり方を進めていく責任者として、やっぱり添えてほしいんだという、こういったご意見が出ているのも、お伝えしていると思いますけれども、これも出ているわけですね。そういう状況を受けて、先ほど、今後の進め方、座長についての部分で、まだ決まっていないがというようなご意見でしたけれども、これ、ただ単にそれで解決していいのかなんです。本来であれば、もう、今、目先に迫っている 25 年度体制において、ここがきちんと、肝心かなめの体制づくりがまだ決まっていないということも、これまたおかしいんじゃないですかということで指摘せざるを得ないんですけれども、その辺ちょっと、どうでしょうか、これ、

市長に聞いたほうがいいですかね。

●高間委員長 市長。

●鈴木市長 議長からのご質問なんです、新体制につきましては、先ほどの熊谷委員からのご発言にもありましたとおり、ご意見としてお伺いする中で体制を固めていきたいと考えているところなんです、現時点で北海道庁からの派遣職員等々について正式に決定をしていない状況の中で検討しなきゃいけないという事情もございまして、この場において、最終的な決定のお話がなかなかできないというような事情もございます。そういった人事の状況も踏まえて、適切な人間で、事務局体制をしっかりと、こういった反省も踏まえて、事務局全体で、皆さんのそういった声を受け取られる体制というものをつくっていききたいと考えています。

●高間委員長 議長。

●高橋議長 理事職に伴う部分を、それは求めているか求めないかも含めて、それは今この時点では私はわかりませんが、北海道のほうにですね。ただし、一つ、じゃ、ここで、予算委員会、また新年度における体制づくりの部分のあり方を検討するという重要な予算委員会でありますから、一つ、これは、ご要望といいたいでしょうか、今後の体制づくりのあり方で、一つ私のほうからご提言しておきたいと思えますけれども、先ほども出たとおり、私はこの医療体制のあり方、ましてや今後の改築問題のあり方、夕張にとっては非常にまちづくりの上でも中核を担う、一番最も重要な案件だと思います。ましてや、市民の安全安心を守る意味での確立という部分では、これから輪番制のあり方も、先ほど言ったとおり、当面はですよ、当面は、まず、医師会もそういう無責任なことは、私はしないと思います。しかし、今後の方向性のあり方によっては、これはわからないという状況だと思います。であれば、なおさら、この市の進め方、捉え方という部分で、そのやはり担当に当たる方次第によっても、やっぱり大きな影響が出てくるのではなからうかと私は思います。ですから、ここから先は要望ですが、私は北海道から、

そういう重要な役割を持って、今、出向者も含めてトータルで 13 名も来ていただいている、このご尽力に対しては大変ありがたく、感謝も申し上げます。しかし、こういう重要な部分を含めて、この辺の適正かどうかも含めて、これはやっぱり整えるのが私は市長の役目だと思いますし、どうであれ、大変失礼ですけども、今回は失敗しております。やはり清水さんをもって、この座長という立場で今日まで取り進められなかったということは、やっぱりこれは浮き彫りになっているわけですから、この辺の反省も踏まえて新年度は臨んでいただきたいということを強く望みたいと思いますので、よろしくお願いします。

●高間委員長 熊谷委員。

●熊谷委員 今の議長の見解に関連してなんです、私も先ほど、この医療保健対策協議会に限ってのお話で、ぜひ、夕張のことをよく知ってらっしゃる方に座長的な立場になっていただきたいというような意見を申し上げたんですが、それも含めて、私自身は、この 2 年間見ていまして、市長の考え方で、今、副市長を置かずに、理事という立場で、道からの派遣されてきた方と東京都から派遣されて来た方が副理事と、理事という立場で、副市長的なポストを担っていらっしゃるんですが、やはり私、これは、大分弊害が出てきているのではないのかなと思うんです。やはり夕張がこうやって再生団体になって大変な状況にあります、もちろん、ほかの地域から、それから道からの支援というのは本当に大事ですし、ありがたいというふうに思うんですけれどもね、ですけども、この大変な状況の中で、夕張市のこれまでの状況のことをわかっていらっしゃる方が今後に向けていろんなことを取りまとめしていく、そういうことがやはり必要ではないのかなというふうに思うんです。もちろん意見としてですが、副市長的な方を、ぜひ、夕張市のことをよく知っていらっしゃる、そういう方を副市長的な立場に私自身は置いていただいて、さまざまところで、医療保健対策協議会だけではなくて、いろんなとこ

ろでそういう弊害が出ているように思うんですよね。職員体制の中でも、いま一つ、指揮系統がどうなのかなというところも垣間見えますし、責任の所在がどうもはっきりしなかったり、指揮系統的にもどうなんだろう、縦割りの中で、それぞれ皆さん頑張ってもらっしゃるというのはよくわかるんですが、その縦割りをしっかり統括して行って、夕張市の今出てきている問題点を、どこをどういうふうにまとめながら、どこに力を入れながら、そういうネットワークをつくり、庁舎の中で、そういう横の連携も含めていろんなことをやりながら対処していかなければ、この人数では本当に皆さんご苦労されていると思うんですが、そういう立場の方が、私は今、不足していると思います、職員の方たちの今、動き方を見ていてね。皆さんご苦労されて、本当に頑張っていると思うんですが、そういう意味で、ぜひ副市長のことも考えていただきたいというふうに要望したいと思います。

●高間委員長 要望でよろしいですか。

●熊谷委員 はい。

●高間委員長 ほかにございますか。

藤倉委員。

●藤倉委員 診療所医療問題について、最後として言わせてもらいますけれども、今、市民の皆さんの声を私が聞いている範囲では、一体どうなるんだろう、市民の私たちのためなんだけども、一体どうなるんだろう、今のお話聞いても、いいですか、これから医療関係者の話し合いを持ちます、それが済んだら医療対策協議会を持ちます、それが済んだら拡大会議を持ちます、そして、できるだけ市民の声を聞きます、市民の声をできるだけ聞くということは、これは全くありがたい話で、そのとおりです。しかし、今の状態だと、医療協議会の答申にしたって、これ一本化になるものかどうなのか。私、思うんですけども、答申でも、一本化できるものと、いろいろ、行政の判断、決断をするために、答申しますけれども、一本化じゃありませんでしたというの、これまた事実、答申です。じゃ、一体、行政

として、最終的にどの時点で、努力をさせてもらいます、できるだけ市民の声を聞く、しかし、どの時点で行政判断をするのか。あくまでも、答申イコール決断ではありませんから、答申は、何度も言いますように、行政判断、行政決断するための大事な一つの要素です。それを踏んで、行政はいつどうするのかと、そういうところに私は行き着くと思います。これは答弁要りません。そういうふうに、今向かっているところだと思います。これ以上時間がかかるということは、これは本当に、内容をよくするためもありますけれども、逆に市民を不安に追い込むことになりかねませんので、その辺はよく判断をしてもらいたい。意見として申し上げておきます。

●高間委員長 意見としてよろしいですね。

ほかにございますか。

熊谷委員。

●熊谷委員 それでは、教育のことで伺いたいと思います。

今回、夕張高校の定員の中で、非常に、例年に比べまして、夕張中学校から夕張高校に行く受験生が、例年に比べると非常に減ったというふうに感じているところなんです、中学校から高校に行く、進路指導とかもいろいろあるんですが、それがどういったところに原因があったか、どんなふうに押さえていらっしゃるのでしょうか。

●高間委員長 教育長。

●小林教育長 昨日、公立高等学校の 1 次試験の結果が出まして、現在、私どもが承知しているのは 39 名、市内の子どもが 38 名と市外から 1 名、計 39 名というふうにお聞きをしております。この後、来週から 2 次募集等が始まるわけでありまして、いずれにしても、定数 2 間口のところを、現状としては 1 間口という今の状況にあります。市内の高等学校の 3 年生が、今回、議員がおっしゃられたように、従来に比べると非常に地元の高校に行く率が低いということでもありますけれども、私どもは今まで、おおむね、大体 80%程度、多少の上下はありますが、そういう範囲の中で今年度も迎

えるのではないかとというふうな期待をしていたわけですが、結果的には 67%程度ということで、非常に多くの中学生が市外の高等学校を希望したということでもあります。内容についてはいろいろあるんですが、一つは、親御さんの転出といいますか、そういったものに伴って出る者、それから、本人が、こういったスポーツをやりたいとか、こういった職業的なこととの関係で外に、ここの部分が比較的、例年に比べると多かったということが言えるのではないかとというふうに押さえているところでもあります。この後、2 次募集、どういう形になるかわかりませんが、私どもとしては、その結果を見ながら、4 月のなるべく早い段階で第 3 回目の高等学校対策委員会を開催をして、今後の進め方について対応していきたいと、このように考えているところです。

熊谷委員。

●熊谷委員 今の教育長のお話ですと、親の転出に伴って、またはスポーツや職業ということで、例年に比べ出る方が多かったのではないかとというお話でしたが、先日、中学校の卒業式のときに、校長先生のお話の中にありましたのは、ちょっと厳しい言葉があったかなというふうに思っています。私自身も、保護者の方から、いろいろ問題があるんだという、そういう相談というんでしょうか、お話を伺ったこともあります。今、全国的に、体罰の問題ですとか、いじめの問題とかで、そういうことで、非常に、どこの地域でもそういったことがあるのではないかとということで大きな論議になっていますが、夕張中学校ではどうだったのか、どのように押さえていらっしゃるのでしょうか。

●高間委員長 教育長。

●小林教育長 私どもは、基本的には、学校生活、集団生活でありますから、その中にいろんな課題があつて、子ども同士のトラブルや、あるいは指導をめぐって、いろいろ問題が生じるということは、学校生活である以上、ないということではないというふうに思います。問題は、そこからどのように教育的な指導や、あるいは子ども同士のかかわり合いを、

指導という枠組みの中で、子どもたちをどう育てていくのかということにも関連しますし、当然のことながら、保護者との信頼関係、あるいは子ども同士のかかわり、こういったものを通して、学校のほうとしては指導をいただいていると、私どもも必要に応じて、必要な助言や、あるいは指導について行っているというのが現状だろうというふうに思います。

●高間委員長 熊谷委員。

●熊谷委員 先ほど伺ったのは、いじめや体罰についてどのように押さえていらっしゃるのでしょうかということをお聞きしました。各地域では、それぞれ、いじめや体罰があるのかなのか、そういう調査もされているようですが、夕張市ではどうなんでしょうか。

●高間委員長 教育長。

●小林教育長 全道的に、今いろんな形で調査をしています。これは、小学校から中学校まで、いろんな形で子どもへのアンケートも年に 2 回とっておりますので、この中では、幾つかの、それがいじめに該当するかどうかは別として、子どもたちの声としては上がってきている、そのことに対して、学校のほうでは、十分な個々の対応をしているというのが今の現状であります。それが、ほかの地域から比べて特段多いとか少ないとかという私どもの認識はありません。

それから、体罰については、これは、道内的に、今、小学校も中学校も、児童生徒、そして保護者に対するアンケート調査みたいなのを現在やっている最中ですので、体罰の件については、それらの結果が上がってきた段階でお話し、もしあればですね、そういったものがお話しできるのではないかと。今、調査中であるということでご理解いただきたいと思います。

●高間委員長 熊谷委員。

●熊谷委員 体罰についてはわかりました、調査中ということですが、いじめについてはどうだったのでしょうか。

●高間委員長 教育長。

●小林教育長 先ほども申し上げたように、今、詳細な数値は持ち合わせておりませんけれども、幾つか、自分がこういうことを受けた、これはいじめに感じたというのは、幾つか、数字としては上がってきております。したがって、これらについては、全て、どういう状況で、どうなって、それはもう解決したものなのか、解決していないものなのか、解決していなければ、今どういったような指導をしているのかということで教育委員会のほうとしては対応して、内容的には、教育委員会のほうとしては承知をしているというところでございます。

●高間委員長 熊谷委員。

●熊谷委員 以前、委員会のときに、いじめのことを質問したときに、夕張では、いじめはありませんという答弁があったやに記憶しているんですが、いじめはあったということではよろしいんですね。

●高間委員長 教育長。

●小林教育長 具体的に何を、どのケースの場合を、いじめがあった、ないのかということをご質問されているのか、ちょっと存じ上げませんけれども、先ほども申し上げましたように、学校の中では、子ども同士のいろいろなぶつかり合いや、あるいは、それが、中には 1 日で解決するものもあれば 1 週間かかるものもあり、それから、1 カ月かかっても、まだお互いに解決し切れないもの、そういったものについては、私どもは、ないとは、いじめはありませんということはありませんけれども、決して、それらの問題が放置されてそのままになっているという理解については、私どもは持っておらないということですので、その点について理解をいただきたいと思います。

●高間委員長 熊谷委員。

●熊谷委員 保護者の方からいただいた相談の中では、子ども同士のそういうやりとりの中で、トイレの水を飲めと言われたというようなことも伺いましたし、また、教師の指導の中で、そういうことをやっていたら、高校進学の見込みはないぞと、そんなふうに言った先生もいらっしゃったと、そんなふ

うにも伺っていますので、今後、ぜひ、そういったことがないようにというんですかね、本当に、今全国的に、生活が大変な方たちがどんどんふえている中で、親の気持ちもすさんできますし、そういったことは子どもたちにも本当にすぐに反映していきましますし、そういうときだからこそ余計に教育のあり方、先生たちが本当に心して生徒に当たってもらおうということが非常に大事な時期だというふうに思うんです。そういったことをぜひ、今後も教育行政の中で先生たちにもぜひ指導していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

●高間委員長 要望ということでよろしいですか。要望ということなので、お願いします。

ほかにございますか。

小林委員。

●小林委員 先ほど、高校の部分なのですが、そういう中で、今の現状、多分、相当前から生徒数がこれから減少してくるという部分は想定されていたと思うんですよね。私どもも、そういう中で、それぞれの地域の子どもさん見て、減少が起きてくるのはわかった部分はあったんですけども、予想以上に生徒数が減っている中で、今、実際、高校対策協議会が行われている中で、その部分で今どのような状況の中で話が進められているのか、もし、ここで話せる部分があるとしたら、若干お聞かせいただきたいと思います。

●高間委員長 教育長。

●小林教育長 高校対策委員会では、今後減少する子どもたちの、中学 3 年生ですね、これらの減少に伴って、夕張高校をどういうふうに地域の高校として位置づけ、今後どういう方向に持っていくのかということの一つ大きな主眼にしながら対策会議をしているものであります。2 回目の会議、2 月に行いましたけれども、この中では、北海道教育委員会の新しい高校推進室のほうから来ていただいて、道教委の持っている指針の考え方についてお聞きをし、そして、委員の皆さんからいろんな質問をして終わったところでもありますけれども、これは、現実、市

内の高等学校、ことは先ほど言ったような入学試験の状況でありますけれども、これは来年度もですね、今度の中学校 3 年生、これは 47 名か 48 名だと思っておりますけれども、これの 8 割で、仮に 80% で計算をしても、大体 40 行か行かないか、40 をちょっと超える、こういう状況があります。したがって、この間口の問題を今後どうしていくのかということが一つあります。その翌年は六十数名の現在の中学 1 年生がいますから、これはことと同じ 67% ぐらいをやっても 40 名を超えるという状況になりますので、この辺の間口の問題をどういうふうにするのかというのが今後出てくるだろうと。それから、28 年以降については、市内の中学卒業生が 40 名を切るという、そういう状況になってまいりますので、ここからは、ある意味、相当頑張っても、なかなか 2 間口にはならないという状況が生じてきます。したがって、この 27 年、28 年の、これらの状況を見ながら、今、道教委が、夕張みたいな進学率が 50% 以上を超える 1 間口校については、センター校とキャンパス校、いわゆるキャンパス校として維持をさせていくと、こういう考え方を持っておりますので、それらの考え方と地域の要望をどう合致させていくのかと、こういう課題が、今後、この高校対策委員会の大きな課題になってくるだろうというふうに思っているところであります。

●高間委員長 小林委員。

●小林委員 そういう中であって、これらは今、対策委員会の中で十分協議されていると思いますけれども、当然、親御さんにいろいろな形の周知、これからの夕張の生徒の現状の部分を十分知らせていただいて、その部分の中で、親御さんの判断が的確にできるような進め方を、これは要望としてお願いをいたしたいと思います。

以上です。

●高間委員長 関連で、ございますか。

別件ですね、藤倉委員。

●藤倉委員 お聞きいたします。税と使用料の滞納について伺います。特に使用料で、住宅使用

料、水道費の使用料、過去から大変な数字に膨れ上がっておりますけれども、今現在、この滞納状況はどうなっているのか、改善されているのかどうか、特に、冒頭言いました住宅使用料の滞納の増減、水道使用料の滞納の増減、その原因等についてお聞かせ願います。

●高間委員長 担当課長。

●三浦税務担当課長 滞納全体という観点で、総体的なお答えをまず私のほうからさせていただきたいと思います。各委員ご承知のとおり、公式的なものとしては、平成 23 年度の決算委員会においてご提示した、まとめてある資料、これについて再度お知らせをさせていただきたいと思います。市税、国民健康保険料、各保険料、住宅使用料等々含めまして、総体では、最後の数字を先に申し上げますけれども、平成 23 年度の決算時において、7 億 1,089 万 1,000 円の未収金ということで公表をされておりますし、議会側のほうにも資料を提供させていただいております。

個別のほうも申し上げたほうがよろしいでしょうか。そのときの数字によりますけれども、住宅使用料といたしましては、平成 23 年度決算時、4 億 5,121 万 8,000 円、水道使用料につきましては 5,213 万 3,000 円ということで押さえております。

以上です。

●藤倉委員 数字はわかりました。私がお聞きしたいのは、この改善策について、どのようなことを今されておるのか、しようとしているのかということの点です。住宅、水道についてお聞きします。

●高間委員長 建設課長。

●細川建設課長 滞納徴収の取り組みについて、私のほうから、現在行っていることについて説明させていただきます。

随時の取り組みとして、納付誓約をいただいている中で、そのまま滞っているという方もいらっしゃいます。それと、3 カ月連続して滞納になっているというそういう状況の方については、現在、随時、電話による納付指導や呼び出しによる納付相談を受

け付けているという状況にあります。また、6 月と 12 月に一斉催告というのをやっておりますけれども、今回 1 月には、この一斉催告で、さらに、随時の中でもなかなか連絡がいただけないという方やなんか、そういう方を 13 名抽出して、臨戸訪問をやりながら、文書を手渡して、期日を決めて、相談に来るように対応したところです。これについては、一応、13 名中 11 件の方が来庁されて、一応納付誓約されて、現状では納付を確認している状況にあります。滞納に対して悪質な方に対しては、その経過を踏まえて、今後、明け渡し訴訟等をまた提起していくような形になると思います。現状での取り組みについて説明させていただきました。

●高間委員長 水道課長。

●天野上下水道課長 水道会計としましては、23 年度、これにつきましては、給水停止の予告、また停止通知、これを 5 回行っております。そのうち、再契約、23 年度によって新規に再誓約したもの、また誓約したもので 79 名です。うち、過去からの誓約の中で完納した者につきましては 23 名おります。したがって、今年度も、来年度も、23 年と、また 24 年度も実施しておりますけれども、同じような方法で滞納対策を取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

●高間委員長 藤倉委員。

●藤倉委員 わかりました。申し上げるまでもなく、市税の少ない中で、滞納が多くなると大変なことになります。皆様のご苦労はよくわかりますけれども、なお一層の、市にご努力をお願いしたいと、このように思っています。ありがとうございます。

●高間委員長 ほかにございますか。

熊谷委員。

●熊谷委員 生活保護について伺います。生活保護の生活扶助基準というのが切り下げが決まって、さまざまな影響が出てくるかというふうに思うのですが、市では今、どのような影響が出るというふうに考えていらっしゃいますか。

●高間委員長 保護係長。

●増子生活保護係長 生活保護係の増子と申します。厚生労働省からのホームページからの情報提供によりますと、まず、個人住民税の非課税限度額などは、25 年度は影響はございません。26 年度以降においては、税改正において対応するということで情報提供をいただいております。その他生活扶助基準の見直しに直接影響を受ける国の制度なんですけれども、例えば就学援助、保育料の免除、児童養護施設等の運営費等なんですけれども、でき得る限り、その影響が及ばないよう対応することを基本的考え方とするということでお示しいただいております。ただし、生活保護と同様の給付を行っているような制度、例えば、夕張はないんですけれども、中国残留邦人等の給付は、生活保護の基準の例により給付を行うということでお示しをいただいております。地方単独事業、例えば準要保護者に対する就学援助なんですけれども、国の取り組みを理解した上で、各自治体において判断していただくようということで情報提供しております。

以上です。

●高間委員長 熊谷委員。

●熊谷委員 まだ決まったばかりで、これからというところもあり、経過措置もあったりというところだというふうに思います。非課税の方が今度は課税になったり、国保料とかそういうところにも非常に影響があるというふうに懸念されるところなんです。今、最後のほうにありました就学援助について伺います。夕張では今、就学援助は生活保護の 1.1 倍ということなんです。出てくる影響と、それから、そのことに対してどのように市として考えていらっしゃるのか、お聞きします。

●高間委員長 教育課長。

●秋葉教育課長 ただいま熊谷委員からご質問のありました、生活保護の基準改定によります夕張市における準要保護の影響でございます。今、熊谷委員ご指摘のとおり、夕張市については、生活保護基準の 1.1 倍というラインで要否の判定を行っているところでございます。国の制度の中身が、まだ全て

明らかになっていないという中で、今ここで、その影響についてということとはなかなか申し上げにくいところがあるんですが、教育委員会といたしましては、極力、実際の影響が出ないような、そういう形で準要保護の認定については行ってまいりたいというふうに考えています。

以上です。

●高間委員長 熊谷委員。

●熊谷委員 まだ不確定な中で大変なことだというふうには思うんですが、1.1 倍という、ほかの地域は 1.2 倍、1.3 倍というところもある中で、1.1 倍という状況で、さらにその準要保護の方たち、生活保護基準が切り下げられますと、またさらにそれが狭められるという、そういうおそれがあるというふうに思います。本当に今、教育にもお金がかかる時代で、そういったことが子どもたちに大きく影響しますので、ぜひとも、今、課長がおっしゃられたように、影響がない方向で考えていただきたいというふうに強く要望いたします。

●高間委員長 要望ということでよろしいですね。ほかにはございますか。

厚谷委員。

●厚谷委員 今までの質問とちょっと変えたいと思います。きょうは、予算審査をする委員会ということでございますから、傍聴の方もたくさん来ていらっしゃるし、いわゆる市政執行方針というのは、市長あるいは教育行政の中で、平成 25 年度、どういう仕事をするのかというのをお示しいただいたものだと思います。それを裏づけるのが、きょう、あすで審査を行う予算の具体的な内容ということになりますので、その一番私が課題として今議会の中で感じました三者協議、まちづくりの基本的な考え方の先頭に据えられておりますので、この点について確認をさせていただきたいと思います。

それで、まず最初に、今年度、平成 25 年度においての三者協議の予定ですが、現在のところ決まっているかどうかということ、それと、私としては、昨年 7 月に開催ということだったんですが、これは国

や北海道のご都合もあるでしょうけれども、先日、本会議でもお話をさせていただいたとおり、翌年度以降の計画変更ですとか予算措置と大きくかかわる問題が多数あるというふうに思うんですよね。その中で、市長も、行政のみならず、市民、議会一体となってということであれば、やはりここは、ある程度の形というものをつくりながら三者協議に臨んでいく必要があるのではないかなというふうに感じたところなんです。

それで、ちょっとお尋ねいたしますけれども、平成 25 年度の日程について現段階ではどうなっているかということと、私としては、この三者協議の日程といいますか、開催時期については、ある程度固定をしていくという必要があるのではないかなというふうに思うんですが、そのあたりのご見解をお尋ねします。

●高間委員長 財務課長。

●石原財務課長 厚谷委員のご質問にお答えしたいと思います。

三者協議についてということであります。そのうち、まず 1 点目でありますけれども、今年度、来年度ですね、平成 25 年度の開催予定、これは日程的に決まっているのかというご質問でございますが、日にち的には、まだ決まっておりません。

それから、2 点目でございますが、開催時期、これについては、予算措置にかかわる問題として捉えての三者協議については、開催期日を今後も固定したほうがよいのではないかなというご意見であります。それらを含めまして、昨年は、1 年の間で、国、道、夕張市が、どの時期が一番協議開催ができる時期なのかということをいろいろ検討した中で、7 月という実施に至ったわけでございます。したがって、この時期について最も開催にふさわしい時期というふうに考えているところでございます。

以上です。

●高間委員長 厚谷委員。

●厚谷委員 済みません、私の聞き方が悪かったのかもしれないんですが、市長のほうからもお尋ね

をしたいと思っていたんですが、今の財務課長からの回答でということであれば、ちょっと次に進めさせていただきたいと思いますが、一方で、今回の市政執行方針の中にも記述がございます。国の実務者に夕張の実態を見ていただいたところであり、その際、見ると聞くとは大違いとの発言もありましたということなんでございますが、そういう意味からすると、やはりこの三者協議の中で、いわゆる協議題として持ち込むもの、要するに、計画変更であったり予算措置であったり、そういうものもありますが、それ以外の課題というのも夕張はあるんじゃないかなというふうに思うんですよね。実際、日々の行政運営の中で、さまざまな問題があります。後ほど改めて質問をいたしますが、行政執行体制の問題もそうですし、例えば、平成 25 年度以降、サポートセンターがなくなって、職員が再び業務に従事するというような、そういう詳細なものも含めていろいろあるかというふうに思うんですが、いわゆるその協議題に乗せるものと、それ以外のもの、それ以外のものは懇談という席になるかというふうに思うんですが、そういうところに持ち込んでいく課題の整理、これについては、継続していると思いますけれども、新年度としては 4 月以降直ちに開始をするということによろしいでしょうか。

●高間委員長 市長。

●鈴木市長 厚谷委員ご指摘の、協議課題の選定等については、今回の予算の、今、議会でありますけれども、終了後、予算に反映したもの、そうでないもの等、また、懸案事項の整理等については早急に開始をし、検討をスタートしたいと考えています。

●高間委員長 厚谷委員。

●厚谷委員 わかりました。それで、先日、本会議の中でも若干触れさせていただいたところではあるんですが、昨年、三者協議までの過程といいましょうか、見ていく中で、確かに議会懇談会の中で出た意見ですとかも十分酌み取っていただいているものも多々あったかというふうに思うんです。それで、先ほど財務課長のほうからお話がありました、仮に

平成 25 年度、三者協議の開催が 7 月ということになれば、新年度の中で言うと、4 月、5 月、6 月、おおむねこのあたりで協議に付す内容についてまとめていかなきゃならない、いわば、特に計画変更、予算措置の必要なものについては、こういう早い時期から対応していかなければ、26 年度以降間に合わない、これがやはり夕張の現状だと思うんですね。その中で、先日本会議の中でも申し上げさせていただきました。ぜひ、ことし、そのあたりは行政側のほうでもご検討いただきたいんですが、昨年、議会が開催した懇談会などでいただいた意見などについて、先ほども申し上げたとおり、酌み取っていただいた部分もあるということなんですが、実は、その議会として議論する中でいけば、まだあったんじゃないだろうかと、ぜひ、その三者協議に持ち込んでいただきたいもの、なかなかそういうところが協議する時間が少なかった、あるいはなかったというような状況だったというふうに思います。最終的に三者協議に臨むのは行政側ですから、私たち議会がどこまで意見反映をして、それをどう持ち込んでいただくかというのは、また行政のご判断に委ねられるところだと思うんですが、ぜひ、そのあたりの対応も考えると、7 月開催、残り 3 カ月、それで、議会側が市民の皆さんからお預かりしたものも十分酌み取っていただきたいとなれば、議会もその間の中で、懇談会だとか開催していかなきゃならないと、こういうスケジュール観になってくるわけですね。ですから、ちょっと長くて、くどくて申しわけありませんが、ちょっと整理すると、そのあたりの日程組み立て方というのもございますので、ぜひ十分協議をさせていただいた上で作業を取り進めていただきたいと思うんですが、その点についてお考え、改めてお伺いしたいと思います。

●高間委員長 市長。

●鈴木市長 厚谷委員のお話のとおり、最終的には実務者レベルでの協議の中で議論をし、方向性を決めた中での予算化の中では、また別途、議会の中での議論という形に当然なっていくわけですが、時

間の短い中で、前回、なかなか議会の皆さんとそういった意見をいただく機会が少なかったというご指摘は大綱質問でもいただいておりますので、限られた時間の中ではありますけれども、こういった形で皆さんからご意見をいただく機会をつくるのかということは努力をしていきたいと考えています。

●高間委員長 よろしいですか、厚谷委員。

ほかにはございますか。

島田委員。

●島田委員 25 年度の臨時事業についてですが、かなりの部分、懸案事項とされたものだとかが組み込まれております。その中にハンカチ基金が多く入っていると思うんですが、これ、特定事業として組み込んだものなのか、そうでないものなのか、お知らせください。

●高間委員長 財務課長。

●石原財務課長 島田委員のご質問にお答えします。

臨時事業についての財源等の問題で、ハンカチ基金が結構多く充当されているということなんですけれども、これらについては、その特定した指定寄附による、その対象となる事業を充てたというところでございます。

●高間委員長 島田委員。

●島田委員 ハンカチ基金が入っているのは 5 事業ぐらいあったと思うんですが、これ、全部、特定事業でいただいたものという理解でよろしかったですか。

●高間委員長 まちづくり室長。

●熊谷まちづくり企画室長 島田委員のご質問にお答えいたします。

先ほど財務課長からお話があったのは、特定の事業として特定の寄附、指定されているものに関してはもちろんのことで、財源として活用させていただきたいということで、予算として、歳入として見ております。そのほかにも、まだ確定していない要素がある財源が必要な事業もございます。一つ例を挙げますと、民間賃貸住宅の建設促進の補助ですとか

ということで考えている部分がございます。こちらに関しては、ハンカチ基金総体の中の積み立ての中で、寄附をしていただいた方の意思に沿ったものということで、今回、財源として張りつけておりますけれども、ほかの財源を考えていないわけではなく、その財源が確定した段階で、また財源振替という、そういう手法で振りかえていくものもあるというふうにお答えしておきたいと思います。

●高間委員長 よろしいですか。

島田委員。

●島田委員 いわゆるハザードマップですとか、小中学校のパソコンの整備ですとか、これ、一度やれば何年かしないでいいという事業もありますけれども、今一番最後に言われた、民間賃貸住宅の建設費の補助ですよね、これ、単年度で終わるべきではなくて、成果にもよると思うんですが、長年続けていかなければならないと私は思っているんです。また、本会議でも、市民向けに使っていただく分は当然だと思っているんですが、行政でやっぱり、市として、これから足らない部分は、ハンカチ基金を使ってでも、市民が豊かになるんなら使うべきという考えで質問したこともあるんですが、その辺の方向性ってどうでしょうか。

●高間委員長 財務課長。

●石原財務課長 ご質問にお答えします。

今、まちづくり推進室長が言いました、例えば民間賃貸住宅というものについては、委員ご指摘のように、単年度で終わる事業ではございません、これは継続的な事業というふうになります。そこで、ハンカチ基金を 25 年度はこれを充当しております。そして、そのほかにも国の交付金を張りつけております。それで、ハンカチ基金というのは限られた財源であってということで、いつまでもいつまでもということではないとは思いますが、それで、寄附者の意向を早く尊重して事業を実施したいという考え方でございます。それで、地域振興に寄与するという目的でもって、今回、この民賃についてはハンカチ基金を使わせていただいたということでございます。

今後も、このような考え方でもって使わせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

●高間委員長 よろしいですか。

ほかに。

熊谷委員。

●熊谷委員 関連でお聞きします。今、ハンカチ基金のお話が出ましたが、先日、上期のハンカチ基金の応募が締め切りになったと思うんですが、応募状況ですとか、それに至った経緯、考えられる原因っていうんですかね、教えていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

●高間委員長 室長。

●熊谷まちづくり企画室長 上期の応募状況でございますが、まず、20 万円を限度額としております、まちづくりに資する事業ということで応募が 15 件ありました。それから、5 万円を限度としております、書類審査のみで終了するそちらに関しては、8 件ございました。最後、予算の関係になりますけれども、今回ご審査、提案しております予算の中では、年間 500 万円の中で考えておりますので、半分、上期は 250 万円を予定しております、その中で言うと、多少オーバーしているという状況でございます、ただいま、委員 3 名で審査を行いまして、結果をこれから取りまとめ、考えているところでございます。

内容といたしましては、通年でなさっている事業も当然ありまして、今取りかかるのではない、来年の 3 月に実施する事業ですとかも上期に応募されている団体もあるようです。なおかつ、下期に、では、これから着手するものばかりが出てくるかというのと、またそうでもなく、既に完了している事業についての応募もあるところで、何とも読めないというのが私の感想なんですけれども、皆さん非常に、これからやる事業について、なかなか見通しが立たない中でいろいろ着工すること、着手することができない中で、早目早目に応募したい、早目早目に財源を確保したいということで、どうしても上期に集中する

という傾向が出るのかなというふうに考えております。ただ、こちらに関しても、委員の方にご審査いただいて、点数をつけて上から順番にということをやっている現状なんですけれども、実際には、その内容について非常に優劣があるわけではございません。皆さん、それぞれまちづくりに資する事業のために一生懸命考えて、一生懸命財源を確保して、また一生懸命実行しようとなさっていますので、そういう中であって、果たして、この 20 万円という限度額がいいのかということについても、委員からご意見を伺ったところでございますし、その 5 万円と 20 万円のバランスも考える必要がある時期に来たのではないかなというご意見を伺ったところであります。また下期の応募状況を見ながら、議員の皆様にもお諮りして考えてまいらなければならないのかなというふうには考えております。

●高間委員長 熊谷委員。

●熊谷委員 基金が、やはり財政破綻のときに、市民活動に予算づけをしていけないという市の状況の中で始まった、そういう、全国から寄附を募るということだったというふうに思います。先ほど島田委員のほうからは、ハンカチ基金、どんどん市の政策的なことに使ったらどうかというようなご意見もあったかというふうに思うんですが、もちろんそれも否定はしませんが、私自身としては、年間 500 万円というふうに区切るのが本当に必要なかどうか、今、夕張のまちづくり、皆さん頑張ってもらっている中で、ハンカチ基金もらえなかったからできないんだよねということにしたほうがいいのかどうか、そのことについても、今後検討していく必要があるのではないかなというふうに思うんですが、いかがですか。

●高間委員長 室長。

●熊谷まちづくり企画室長 委員ご指摘のとおり、さまざまな意見があるかと思います。皆様の寄附の意思に従って、早いうちに使うほうが効果的という意見もありますし、熊谷委員のおっしゃるように、500 万円にこだわらずというご意見もあるかと思

います。長くもいいし、また、使えるときになるべく早くというご意見もありますので、その辺、いろいろご意見をお聞きして調整してまいりたいと思います。

●高間委員長 よろしいですか。

それでは、ハンカチ基金についての関連、ほかにごございますか。

藤倉委員。

●藤倉委員 消防にお伺いします。消防の不祥事があって以来、心配されるのは、消防職員の健康状態、特に精神的な健康面で問題がないのか。関連あるなしにかかわらず、消防職員の自殺者も出たように聞いていますし、それに伴って消防職員の健康状況、特に精神状況がいかがなものか。一部の報道によりますと、何か、夕張の消防職員の大方は病的な状態にあるやに報道されていることも聞いていますけれども、その辺について、ちょっと、何かあればお聞かせください。

●高間委員長 消防長。

●増井消防長 藤倉委員のご質問なんです、やはりメンタル面につきましては、精神的に疲弊している職員がいることは事実です。こうしたことから、岩見沢保健所の保健師による心のチェックを全職員対象に実施しているところです。現在のところ、直ちに医療の必要となる職員はいませんが、引き続き岩見沢保健所の保健師による指導を受けながら、心のケアに努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

●高間委員長 よろしいですか。

清水理事。

●清水理事 先ほど、藤倉委員のご質問の中に、職員の死亡の関係についての発言が、ご質問がありました。消防職員の死亡原因につきましては、警察等から何の発表も受けていない現状でございまして、この場で触れることはちょっとできないものと考えておりますので、発言は控えさせていただきたいと思

以上です。

●高間委員長 熊谷委員。

●熊谷委員 この消防の、今ありました保健所のメンタルチェックを受けているという、そういったことも議会の中でそういう報告は聞いていなかったなというのが一つあります。それから、先ほど私が言いました、教育のいじめの問題なんですが、いじめについても、議会の中で報告というのがなかったなというふうに思うんです。情報公開がきちんとされていて、みんなでその情報を共有しながら、しっかりまちづくりをしていくということが非常に大事だというふうに思いますので、情報がきちっと共有できるようにお願いしたいというふうに思います。要望です。

●高間委員長 よろしいでしょうか。

それでは、皆さん、まだ、消防関連のほうはまだ、それぞれ委員のほうからもあるかと思しますので、とりあえず、ここで終わらせていただいて、昼食休憩をとりたいと思います。

それでは、午後 1 時から引き続き行いたいと思いますので、よろしくお願いします。

午前 11 時 57 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

●高間委員長 この予算委員会は、新年度における予算案並びに執行方針にかかわる審議をしてまいりますので、どうかその点を含みおいて質疑をお願いしたいと思います。

それでは、休憩前、消防の関係がございましたので、そこから始めたいと思います。

小林委員。

●小林委員 消防の関連の部分で、これも予算にもかかわることなんで、ちょっとお聞きしたいんですけども、消防の今の救急救命士の体制がどのようになっているかという部分で、これ、今どのぐらいの人数で、今後、これから必要な部分をどのように確保していくような考え方があるのかと、現在の

状況を聞かせていただければと思います。

●高間委員長 消防長。

●増井消防長 救命士の充足率なんですが、取得人数は 11 名おります。11 名のうち、管理職が 4 名、充足率が 28.95 になっております。それで、今後なんですが、再生計画に盛り込んでいる中で、今年度 1 名、既に卒業して帰ってきました、それで 12 名。そしてまた、来年度につきましては 1 名派遣予定でおります。実際、今、救急 2 台運用しておりますので、1 台に 1 人ということで考えますと、3 グループ、片番、両番合わせて 6 グループあるので 6 人、そしてまた休みの関係もありますから 12 名が確保できればいいのかなと考えております。

●高間委員長 小林委員。

●小林委員 ということは、現在の充足率という部分についての今の体制では支障はないという部分で理解いたしますけれども、今後やっぱりいろんな部分で、これ、必ず資格を持った救命士の部分が入ってこられる方と、新たに資格を取っていただくという両方で、今後ですよ、考えていくのかどうかというのを伺いいたします。

●高間委員長 消防長。

●増井消防長 現在 11 名という数がおりますが、そのうち管理職が 4 名なので、実際のところ 7 名という形で、今、回しております。それで、今後につきましても、一応、消防の定数がございますので、その中で、救命士が足りないときには救命士採用という形で採用をかけますが、そのほかについては、一般救命士以外の職員をあわせて考えていきたいと思っております。

●高間委員長 小林委員。

●小林委員 理解いたしました。その部分と、いろんな部分での資格、免許というのは、民間であると、いろんな部分で、例えば大型の免許とかという部分で、何年か年数を区切って、例えば 1 年でやめますよとかいう部分では、お返し願いますよという部分があるんですけども、今の消防の体制というのは、そういう部分というのものあるんですか。

●高間委員長 消防長。

●増井消防長 各種資格なんですけど、いろいろございまして、大型免許、小型船舶、水難救助、クレーン、玉掛け、ガス溶接、酸素欠乏、硫化水素対応等の資格があるんですが、大型免許につきましては、現在のところ 34 名が取得しております、充足率が 89.47%ということで、今後、随時、あと 3 名ほど、若い職員で持っていないのがおりますので、その部分については随時取らせていきたい考えではおります。

●高間委員長 小林委員。

●小林委員 それで、民間とかいろんな部分では、免許というのは、資格というのが、それぞれ必要があつて取るわけですね。その中で、当然経費として出すわけですが、例えば 1 年で退職しちゃったら、そのかかった費用は返してもらいますよというような形はないんですよね。

●高間委員長 消防長。

●増井消防長 それはございません。

●高間委員長 小林委員。

●小林委員 わかりました。

●高間委員長 ほかにございますか。

小林委員。

●小林委員 また消防ですけども、私は本会議の大綱質問の中にも入れさせてもらった中で、特に、私も今回の不正経理に関してのマニュアルという部分も、その中での考え方を聞いてまいったつもりですけれども、そういう中で、職員と団本部のかかわり方の中で、なかなか私も理解できないのは、会計処理、団にお任せしましたという中で、当然、予算が執行される中で、本会議では、これ、処分などもかかわるべきだという話もさせていただきましたけれども、当然、これから長い将来見たときに、信頼関係をお互い、各分団まで含めると、団本部、それから職員のかかわり方というのが、そういう中で私は必要性があると考えています。必ずかかわって、予算を出した以上、有効な使われ方をするのが本来の姿であつて、その部分が、不正を防止するた

めに、こういうマニュアルをつくりましたし、当然、団本部で負荷のかかることでもありますし、いろんな形で信頼関係の中で、そういう部分を消防の中にかかわって、金銭的なことで大変慎重に扱うべきものとは思っていますけれども、そういう部分を今後取り進められないものなのかどうか、お聞きをいたします。

●高間委員長 消防長。

●増井消防長 金銭面につきましては、やはり多くの目で確かめなきゃだめなので、その辺については、実際かかわる団本部の方たちをメインにして取り進めてまいります、そのほか、消防署と団のかかわりについては、いろいろな現場での対応、また、各訓練等を通して、いろいろな接点がありますので、その辺については今まで以上に、変わらず信頼関係を築きながら私はやっていきたいと考えておりますので、今後とも一生懸命そのようにやっていきたいと思っております。

●高間委員長 小林委員。

●小林委員 これは、今回の不正な経理の部分、これは了としなければならない、反省は当然していく中で、そういう検証が終わった中で、これとこれだけやっていけば、そういう部分が触れないと。もしかしたら、これは失礼な言い方なんですけれども、団本部で任せて、団本部が不正を行った場合は、これは団本部だから私たちは関係ないよというものではないと思うんですね。そういう部分を踏まえても、いろいろなかかわり方の中で信頼関係を築く部分の努力というのは必要かと思うんですけれども、その部分を踏まえて、よろしいですか。

●高間委員長 消防長。

●増井消防長 もちろん団本部に任せて、もしそのようなことがあった場合については、私たちは全然かかわっていないので知ませんよというふうにはならないのは重々承知しております。ですから、今後とも、お金の振り込み方とか使い方とか、そういうものについては、これは何ですよというものについて明確に団本部の方にお知らせして、はっきり

そのお金の流れがわかるようにして、今後、間違いないように取り進めてまいりたいと思っています。

●高間委員長 小林委員。

●小林委員 今の、返答いただきましたけれども、これらにつきましては、当然、不正防止マニュアルも含めて、これらの前提の中での考え方にもかかわることだと思いますけれども、そういう中にあるのは、それぞれ本会議でも私が申し上げたとおりに、当然やっぱり、統括的な、予算が出される中で、これ、総務あたりが当然かかわっていくべきものと考えていますけれども、その辺も言わせていただきましたので、これは私のほうは要望とさせていただきますけれども、かかわっていただきたいという部分をお願いいたします。

●高間委員長 総務もしっかりとかかわっていくということで、要望ですね。

角田委員。

●角田委員 ただいまの、最後の確認の部分なんですけど、団本部に対して、ふだんの活動の中で費用を支出すると。これまでの説明では、直接的に会計には職員はかかわらないこととするという、いわゆる再発防止という観点でそういう方向性があったかと思います。ただ、実質的に公金を支出するに当たって、やはり適正に執行されているかをチェックするのは、やはり公金を支出した側の責任でもあるということの関係から、今、小林委員がお話ししたと思うんですが、いわゆるチェック体制、出金したお金がしっかりと使われているかという確認は、どなたがなさるんですか。

●高間委員長 総務課長。

●及川総務課長 今のご質問にお答えいたします。

チェック体制につきましては、マニュアルの中で新たな様式をつくっております。特に現金の出し入れにつきましては、団体等通帳持ち出し記録簿と、それともう一つ、通帳及び印鑑管理者届出簿、そういうものをきちんと明確にして、所在、そして運用については誰が行うのかという、そういう書類でのチェック体制はできております。ただ、団本部と職

員との、この経理の流れというのは、現実的な対応から、どうしてもやむを得ない場合については、団本部の団員のみならず、職員もかかわることがあるという、そういう実質的なマニュアルにしておりますので、その部分につきましては、今後明確に文章化して、業務の内容等については総務も合意しながら、その辺は確認して取り進めていこうと思っています。ただ、現金の取り扱いにつきましては、従来、一人で行うという、そういう手続上の問題もあったものですから、本部の職員等、一人が管理するわけではなく、体制の中で管理していくようなことを十分注意しながらやっていくものであります。

●高間委員長 角田委員。

●角田委員 基本的に、原則は団のほうにお任せをする中で、やむを得ない場合は職員もかかわる場合があるという説明ですよ。そうではなくて、当然、最終的にチェックをするのは職員の側として、それは公金を出した側として、最終的な責任者として、年に 1 回なり半年に 1 回なりという定期的な監査的な動きをしていかないと、それは預けられた団本部の方だって、やはり困惑すると思いますよ。もし、その時点で指摘を受けたところは改善しなきゃいけないし。だから、そういう意味合いで、どなたがかかわるのかと。やはり担当を決めた中で、そこに当たるという、定期的に、そういうところの指導も含めて当たるということでなければ、場合によってはなんていう次元ではないと私は思いますよ。

●高間委員長 総務課長。

●及川総務課長 今、角田委員のおっしゃられた、そういう視点は非常に大事かと思っています。現実の対応としては、現在、監査、それが定期的に毎年行われることになっておりますが、それプラス、定期的に総務課がその業務を確認するというのも、一つの視点として必要かと思っています。

●高間委員長 角田委員。

●角田委員 今、総務課長のほうから、総務課がということで、総務課が当たるということの方向でよろしいんですね。

●高間委員長 議長。

●高橋議長 今の関連で、そういうことであれば、今出されているこのマニュアル対策含めて、消防団業務の適正化というこの文面の中で、本来消防団が行う経理業務は消防団が行うこととする、ただし、急を要することなど、やむを得ない場合は等々ということとつながっていくんですけれども、それぞれもの、ちょっとやっぱり見直していかなければいけないんじゃないですか、文章化として。

●高間委員長 総務課長。

●及川総務課長 今、議長のご指摘のとおり、前回の委員会の中でも、この部分を修正させていただいたということで報告はさせていただいているんですが、その際に、業務分担が適切に行われているか、総務課が確認するという文章を変更で入れさせていただいております。

●高間委員長 議長。

●高橋議長 じゃ、その流れで、ちょっとこれ、行政常任委員会でも、これ、確認していますけれども、これ、理事等からも答弁もらっていますけれども、このたびの不正会計等々の取り扱いの中で、団本部のほうから一部自主返還がされている中身ございますね。そのときに、これは前回の委員会だったんですけど、団本部の役員が認識していたかどうかは不明ということになっていたんですけど、その後はこれ、何か確認されておりますか。

●高間委員長 清水理事。

●清水理事 団本部とのかかわりの、団とのその返還金の関係で、消防団本部の自主返還におけることについてですけれども、今回の不適正経理のような事案においては、通常、その対応としまして、関係者の非違行為に対する処分と、損失が発生した場合の補填の二つについて検討を行う形になります。そして、それを適切に対応していくこととなります。今回の事案における各種の補填の方法としましては、検討の結果、不当利得返還請求により行うことが適切と考えておりまして、この場合は、非違行為に関係なく、受けた利益が法律上の原因に基づかない利

益である場合に、その返還を求めることができるものであります。つまり、本来受け取ることでできない利益を得ている場合に、その利益はあなたのものでないから返してくださいといった請求をすることができるものでございます。この典型例としては、指示のない費用弁償の架空請求がございまして、それが典型的な例でございまして、消防団本部にとっては、理由のわからないお金が知らないうちに振り込まれたものであります。当然、消防団本部には、非違行為ではなく、その責任はないものですから、理由のないお金が振り込まれてしまったのでお返し願いたいとするのが今回の不当利得返還請求です。こうした状況を考慮して消防団本部から自主的な返還が行われたと考えておりまして、自主的返還を市が受け取ることによって、消防団に非違行為がある、そういった不法行為があるということにはならないものと考えております。

●高間委員長 議長。

●高橋議長 私が質問したのは、今の、中身はいんです、団本部の役員が、それ、自主返還したわけですね。団本部の役員が認識していたかどうかは不明ということで、前回の委員会で答弁されているから、その後、こういった認識的な部分を確認されているかどうかということなんですよ。その部分を聞いているのです。

●高間委員長 消防長。

●増井消防長 この費用弁償というもののんですが、入金月が偶数月になっているんですよ。6月、8月、10月、12月、2月と、偶数月に入金されます。訓練や火災等、複数の請求があった場合は、一括して振り込まれます。それで、団員報酬と団交付金もあわせて入金される月もあります。入金された金額がどのような内容なのかは記載されていません。関係職員が管理を任されていたことから、おかしいと理解することは困難であったと理解しております。

●高間委員長 議長。

●高橋議長 それ、今言われたのは、訓練時における部分の偶数月等々の部分はわかりました。ただ、

そちらのほうから出されている整理一覧の部分では、自主返還の分で、少なくとも、今、訓練時における部分の費用じゃないものでも自主返還されていますよね。この部分が、だから、前回は確認しているとおおり、団本部の役員が認識していたかどうか不明ということでそのとき言っていたから、これについて、その後どういうふうを確認されているのかという質問なんです。訓練時の部分は、まずわかりました。いろいろと仕組み的な部分で、難しさもあるでしょうけれども。ただ、消防大会等々におけるそういったときに、出たときの部分も含めて自主返還されている中身が明らかになっているわけですから。そうだとするならば、返還したとするならばですよ、本来やっぱりこれはまずいと思って返還しているんじゃないかと普通見るんですが、お聞きしたところ、団本部の役員がその認識していたかどうか不明ということで前回まで言われていたので、その部分がどうかということを聞いているんです。

●高間委員長 消防長。

●増井消防長 前回もお答えしたとおり、このものについては、自主返還した理由というのが、本当にこういう調査の中で、これは私たちがもらってはいけないものなんだというのがわかった時点で、それは返還しなきゃだめだろうということで、自主的に返還してもらいました。その後については確認はいたしております。

●高間委員長 議長。

●高橋議長 わかりました。じゃ、ここから先は、これは消防長なのか、市長、理事なのか、ちょっと答弁わかりませんが、いずれにしても、これらを受けて、この団本部にかかわるそういった部分での何か処分的な対応というのは今後何か考えられていく方向はあるんですか、ないんですか。

●高間委員長 清水理事。

●清水理事 今の議長のご質問にお答えしたいと思います。

今回の不適正経理のこういった事案についてですけども、これは、消防本部によるものが主でござ

いまして、消防本部における経理の問題ですね、会計経理による事務処理によるものが主でございまして、不適正経理に消防団が主体的にかかわっている、こういった事実は調査の中では認められなかった、こういったことから、消防団員を処分するような非違行為、これについては明らかな事実がないことから、見つからないことから、処分を行わなかったものでございます。

●高間委員長 議長。

●高橋議長 じゃ、そうしましたら、そういう認識の中で、今後もそういう部分、団における部分については、そういった処分的なものは行っていかないということで、まず、いいんですね。

●高間委員長 清水理事。

●清水理事 今回の調査報告に基づいた処分というのは、終了しているというふうに考えております。済みません、完全に終了でなく、一部ですね、まだ継続的になっている案件もあるんですけれども、団については、これについては処分は行わないという形になっております。

●高間委員長 議長。

●高橋議長 それではもう 1 点、それに伴って、これもちょっと前回お聞きしている、前回というよりも、これも何件か出てきている質問だったと思うんですけれども、団における共済掛金の関係ありましたよね、今回金額が一番大きかった、トータルでいくと 600 万強の数字がありました。これの、いわゆる不正事由の中の取りまとめのときには入っていたことで、これを最終的にさかのぼって、団員等々から返還を求めていくのかどうかということも含めて、ちょっとこれも現状のお話を聞かせていただければというふうに思っております。

●高間委員長 清水理事。

●清水理事 費用弁償の架空請求による共済掛金等の補填についてでございます。これも、先の行政常任委員会で、その取り扱いについては、不当利得返還請求は行わない取り扱いにしたいということで、するというご説明申し上げた事案でございま

す。この事案は、詐取と異なる公金処理不適正でございまして、議長が今おっしゃいましたが、相当以前から、長年にわたり、不法行為の認識もなく適正な事務処理として認識されて行われてきたものでありまして、それが今日まで至ったわけですが、その今日に至るまでにあっても、不適正な会計処理として誰からの指摘も受けていなかったと、こういった状況でこれが続いてきたということでございます。こういったような、ちょっと言葉はあれかもしれませんが、悪質性の低い事案についてまでも不当利得返還請求などを行うということは、これは酷ではないかと考えておりまして、また、仮に行った場合に、消防団員の確保にも影響を及ぼすなど、市の消防行政を混乱させることにもなるのではないかと考えておるところでございまして。こうしたことから、不当利得返還請求は行わないという形にしたいところでございます。

●高間委員長　よろしいでしょうか。

角田委員。

●角田委員　ただいまの共済の掛金の関係で、前回は私指摘したかと思うんですが、これまでのことについては、今の解釈ということで、一定の説明の中では了解のところもあるんですが、今後について、では、共済をかけるということに対して、行為そのものをやめてしまうのか、もし、共済それぞれの、いわゆる公務中に災害等で、万が一のことに備えて、これからも共済については、それぞれ団員の方には入っていただくということの考えでいくのか、もしいくのであれば、どのような共済掛金の負担をどういう形に求めていくのか、ここの整理を、前回、ちょっとまだできていないと私は考えましたので、その後どのようにになっているか、説明をお願いしたいと思います。

●高間委員長　清水理事。

●清水理事　この共済掛金等の今後についてでございまして、前回の行政常任委員会でも申し上げましたとおり、今回の予算の関係、これも当然絡んできますが、その予算の中には、この共済掛金に関す

る補填等、つまり、それに対する支給等が入っておりません。というのは、前回は申し上げましたとおり、管内市町村等、市町等を見ますと、一部共済部分について入っている市はありますけれども、全体的には入っていないところが大多数でございまして、また、私どもの再生団体という状況も見まして、そういったことを全体に勘案した結果、これは個人負担という形ということで考えているところでございます。また、その背景には、この災害補償の分については、公務災害の関係があると、別途規定がございまして、それは当然、予算に入っておりまして、きちんとした、全国的に統一された災害補償がなされるという、そういう状況でありまして、今回の事案にあった共済掛金というのは、いわゆる任意保険のプラスアルファの部分でございまして、それは個人の方としてかけていただければと思っております。また、そのかけ方については、従前同様、消防本部のほうで手続等は行っていくやには聞いております。

●高間委員長　角田委員。

●角田委員　いわゆる個人的にそれぞれが入っていただくという、いわゆる公金という形ではなくてということでよろしいんですね。前回、訓練等をふやして、その出勤費の中から賄ってもらいたいという話がございました。それは、いわゆる会計上そこでやりくりしなきゃいけない話になるからわかりにくい話を私しましたが、そこについてはどうですか、交通整理できていますか。

●高間委員長　清水理事。

●清水理事　前回、大変説明の仕方、気持ちの部分で少し説明してしまいまして申しわけなかったと思います。気持ち的なそういうことはあるんですけど、制度的には、今述べたように、かかわりはなくて、費用弁償は費用弁償、それから共済掛金の分は予算化していないというのがその中できちんと整理しているところでございます。

●高間委員長　角田委員。

●角田委員　では、それぞれ分団員個々で加入と

いうこと、もし望まない場合には、それはそれで個人の自由というものの考えでいいんですね。

●高間委員長 理事。

●清水理事 そのとおりでございます。

●高間委員長 ほかにございますか。

それでは、消防関係はよろしいですか。関連はございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、別件で何かありますか。

大山委員。

●大山委員 1 点お聞きしたいと思います。先日の本会議、大綱質問の中でも出ておりましたが、市長を初め特別職の給料の件なんですけれども、市長は、当面見直しは考えてないよという答弁されておりましたが、現実問題として、再生団体とはいえ、今の給料の額、余りにも常識からかけ離れているんじゃないのかなと。それで、再度、市長のお考えをお聞きしたいのと、例えばこういった委員会の中で、こういう意見が出ているということで、三者協議に出していくとか、そういうお考えはないんでしょうか。

●高間委員長 市長。

●鈴木市長 大山委員のご質問、大綱質問の中でも同じお話をしたんですが、私は選挙に立候補するに当たって、その状況を十分認識をした上で市長選挙に立候補し、現在、市長を務めさせていただいております。そういった状況から、三者協議の実施に当たって、自分の部分等について協議課題として上げることは現在検討しておりません。

●高間委員長 大山委員。

●大山委員 鈴木直道という個人として、これはわかって立候補したということではありますが、そうではなくて、ある意味、客観的にですね、夕張市長なり、副市長は置いていませんけれども、副市長の給料、教育長の給料、客観的に見て、余りにもおかしくないかという思いで見ているんですけれども、今、当事者ということではなくて、当事者を前に置いて、ご本人が、夕張市長、教育長、副市長の給料

と考えたときに、どんな思いで見ますか。

●高間委員長 市長。

●鈴木市長 大山委員のご質問で、これも大綱質問でお答えした部分なんですけれども、私以外の部分ですね、今、副市長を置いておりませんけれども、教育長にも大変厳しい、私に次ぐ、副市長を置いておりませんので、削減率という状況がございます。本当に心苦しい思いではおります。ただ、一方で、多くの市民の皆様にご負担をお願いする中で、財政再生計画を着実に進めていくという状況下の中で、なかなか改善について厳しい状況がございます。

●高間委員長 大山委員。

●大山委員 市長のお考えはわかりますけれども、職員の皆さんも、二十数%、30%削減されている、こういった中で、100%ということにはならないんでしょうけれども、市長をやめられて、この次はどなたになるかわかりませんが、そういったこともトータルで含めて、なかなか市長本人からは言いにくいとは思いますが、でも、誰かがその判断をして、削減が 50%がいいのか、60%がいいのか、30%がいいのかというのは別にしても、どこかの時点で誰かが見直しをしていかなきゃならないんじゃないかなと思うんですけれども、その辺はいかがでしょう。

●高間委員長 市長。

●鈴木市長 大山委員のご質問、誰かがそういったお話をということで、大山委員ご自身、そういう思いでいらっしゃるということなのかなと思うんですけれども、先ほどからご説明している状況の中で、議会の皆さんもちろんそうですけれども、多くの市民の皆さんにご負担をお願いをしている、行政執行体制を確保する上で、職員の今の厳しい状況というものについても、これは大きな課題だと認識しておりますし、そういったさまざまな課題がある中で、特別職の部分については、現時点ではそういったタイミングではないんじゃないかなというふうに私個人としては思っています。

●高間委員長 大山委員。

●大山委員 市長のお考えは、それは今じゃないんじゃないかということなんですけれども、再建団体、再生団体、6 年かかって今来ていますけれども、私はもうそろそろ見直しても、市民の皆さんも、何考えているんだという思いではないと思うんですよ。強い要望なんですけれども、早い時期に、その報酬、給料の見直しというのを検討していただきたいと、強く要望したいと思います。

●高間委員長 それでは、大山委員からの要望でございます。

関連で、小林委員。

●小林委員 今の大山委員の考え方に私も共感する一人なんですけれども、そういう中であって、私も本会議の質問の中でも、交際費等々も考えていくべきだという話もしたはずなんですけれども、そういう中で、今の給与の部分、今、市長が、市民の皆さんも大変ご苦勞されているという中で、多くの市民の皆さん、これ、全く 100%、いい悪いという話ではないにしても、今現在、大変、市の中で、それぞれ特別職の方、限られた職員数を抱えながらのやりくりの中でやっておられる中で、相当程度の私は理解を得られているんじゃないかなと、そういう部分の話について。市長自身、市民がという部分で、市長自身、それぞれ市民の皆さんとお話しする機会が多くあるかと思います、そういう中で、そういう考え方を市長に提言される方はおられないのでしょうか。

●高間委員長 市長。

●鈴木市長 小林委員のご質問の中で、市長と話そう会というものがございますので、その結果等についてもホームページで公開しておりますが、その中には、そういったご意見等も実際にはございます。

●高間委員長 小林委員。

●小林委員 これは、市長、教育長に限ったわけではないんですけれども、実際、今、副市長、もう現在置いておりませんけれども、当然こういう給与の中では、多分、副市長を置きたくても置けないんじゃないかなと考えていますけれども、その辺はどう考えますか。

●高間委員長 市長。

●鈴木市長 小林委員ご指摘の、今は当面の間置かないということで条例上しておりますけれども、一般的に見て、人材確保という観点から見ると、特別職に限ったことではありませんが、職員の年収ベースの給与カットも含めて、一般的に考えれば、人材確保という部分が難しい要素の一つとしては考えられるというふうに思っています。

●高間委員長 小林委員。

●小林委員 これらについては、私どもも、一応大山委員申し上げたとおり、そういう中で方向性を見出してほしいなと思いますので、その辺は意見としてお話しさせていただきました。

以上です。

●高間委員長 藤倉委員。

●藤倉委員 ただいまの特別職の給与の改善について、いろいろ論議されていますけれども、私は、鈴木市長としての考え方、方針、また、市民と行政との関係、もろもろ考えてのご発言だと思っておりますけれども、ただ、ここで一言私申し上げたいのは、鈴木市長ご自身じゃなくて、先ほども出ていました、市長、教育長、それから職員もそうです、まだ完全じゃありません、こういう時点の中で、ご自分としてはじゃなくて、夕張市長としては、副市長としては、また教育長として、職員のことを思って、現状のあるべき姿は妥当ではないと、これは妥当な姿ではないのだと、改善しなきゃいけない、もちろん特別職を含めて、そういうやっぱり意思表示をしておくことが大事じゃないかと。今、私の考えでいうか、ご自分でですよ、市長の考えで、私は市民の皆さんにご迷惑をかけていますので、当面は上げません、それは結構なことです、それで。ただ、夕張市長職としてのあるべき、また、特別職のあるべき姿、職員の今の状況、これは妥当じゃないんだと、改善していかなきゃいけないんだと、このことをやっぱり論じておくことが必要だと、このように思っています。

●高間委員長 意見でよろしいですか。

ほかにはございますか。

厚谷委員。

●厚谷委員 関連でございますけれども、本会議での大綱質問から含めて、例えば、市長、教育長の報酬ですとか、きょうは、加えて職員給与の関係についても各委員のほうから発言をいただいているところなんです、やはり状況的に、答弁聞いていると、若干、もう少し柔らかい観点で、実際の検討とまではいかないにせよ、そこをしっかりと把握していただく必要があるのかなというふうに思うんですね。先ほど、財務課長、横に首を振っておられたのもちらっと見えましたけれども、決算状況ですとか、例えば見えても、年度途中の退職者もいらっしゃいます、執行残が残ります。退職者がいるということは、新たに退職手当の財源措置をしなければなりませんけれども、例えば職員給与ということで考えたときに、じゃ、これだけ執行残あるのであれば、職員の給与、1%ぐらい回復してあげることできるんじゃないかなと思ったりもするわけですよ。やはり一番最近私が気にしていますのは、北海道でも留萌市、ここも大きく、いわゆる給与削減しているところで、全道で、今 2 番目になるんでしょうか、そことの差においても、夕張市は平均給与額で 30 万ぐらいも落ち込んでいる状況になっていますよね。ぜひ、こういったことも含めて、先ほど私、三者協議のお話ししましたけれども、やはりこういう課題についても、ぜひ相談をしていただきたいなというふうに思うわけですね。そういうことで、やはり職員の士気を上げていただきたいという意味もありますし、ぜひ、年度の中で、どこまで詰めるかということはあると思いますが、ご検討いただきたいと思うんですが、そのあたりについてのご答弁はございますか。

●高間委員長 市長。

●鈴木市長 厚谷委員のご質問の中に、職員給与の部分だと思うんですが、確かに、総人件費の中における執行残というお話の中からのお話だと思いますけれども、行政執行体制の確保という部分については、前回の三者協議でも重要課題としてお話をさ

せていただいております。ここの部分について、先ほどの人材確保の部分の一つの要素であるというふうにお話をさせていただきましたけれども、私も非常に重要な問題であるというふうに認識をしておりますし、どのような形でそれを実現をさせていくかについては、これは引き続き、周辺市町村の状況を見ながら考えていかなきゃいけないというふうに考えております。

●高間委員長 厚谷委員。

●厚谷委員 引き続きということですので、ぜひお願いしたいと思うんですが、財政面ばかりじゃなくて、先日、教育行政執行方針の中でも触れられていたと思うんですが、財政に限りあれど、やはり行政に対する要望、ニーズというのは出ているわけで、その中には見逃せないものもあるというお言葉が掲載されていたかと思うんですが、やはりそういう観点に立って、これから、給与費ということのみにとどまらず、やはりその組織をこれからどう継続していくかという問題と大きくかかわってくる問題だと思うんですね。今、道内の各市町村の職員採用においても、やはり僻地に行けば、職員を募集しても来ないというような状況が、例えば道東、道北のまちでは実際あるというふうに聞いています。やはりそういう中でも、夕張市にこれから新たな採用窓口として新しい人材を求めていくということをするためにも、ぜひその部分というのは見逃せない課題だというふうに思いますので、ぜひ、今後ともしっかりとした対応をお願いしたいということで、これは要望で終わらせていただきます。

●高間委員長 それでは、厚谷委員からの要望ということですので、よろしく願いをいたします。

関連で、議長。

●高橋議長 私のほうからも、今の給与体系のあり方、特別職のですね、給与体制、あと報酬面も含めての部分のあり方等々、要望も含めて出ました。もちろんこれは市長の立場なり、私もある意味そうだと思うのですが、なかなか、そういう立場に置かれている部分については、みずからの部分の

言いづらい、言えないという部分もあります、もちろん。ただ、一つ私のほうで気にかかるのが、今後やはり必要な経費とする部分で、給与の部分とはまたちょっと別ですけども、やはり、例えば今、職員体制の部分でいきますと、道内における出張時においては、原則禁止というか、宿泊に伴う部分は原則できない等々のありますよね、再生計画の中にある。しかしながら、今回、一方で、消防のこういった不正経理があったといえども、消防大会等に参加する、今回、消防の職員派遣の部分については、2名の16万何がしだという数字もついているのも事実です。これは私は非常に、もちろんつけるべきだと思いますし、当たり前部分だと思うんです。であれば、不正会計云々があったからとかそういうことではなくて、そろそろやはり、こういった部分の見直し経費は、やはり強い姿勢を望んで私も言っているんですけども、いいんじゃないかなという部分の思いがあるんです。

例えば、これは市長もそうでしょう、我々も議会もそうです。例えば出張時に伴って、当然、場所によっては宿泊等々伴わなければいけない部分は出てきます。しかし、残念ながら、そういう部分の今の状況でありますから、なかなか現実性として、そういう部分も原則できないような状況もございます。そういう部分を含めて、やはり見直す部分、何でもかんでもということを私は言うつもりはありません。しかし、真に必要な部分は、そろそろこれ、戻していくものは戻していくなりしていかないと、財政再生計画の中で認められていないからということでは、そればかり言っていたら何もできないわけですから、やはり真に必要な部分を、流用を求めていきながら、それこそ、今、厚谷さんから出たような、三者協議等の場面でも、こういったものを訴えていく必要性がそろそろ、声を出していく必要があるんじゃないかなというふうに私は考えています。

現に、私も国会等にも、立場柄、陳情要望に行きます。多くの国会議員さん、この辺の状況というのは余り押さえられていません。そんなものまで削ら

れているのかというものが、実は、お話をしていく中で、あります。ということは、やはりなかなかそういう部分の実態が余り知られていないとするならば、夕張側からそれを徐々に徐々に発信していったほうが私はいいと思いますし、先ほども言ったとおり、何でもかんでもということではなくて、そろそろ、真に必要な経費的な部分、あるいは、先ほど言った随行に伴う部分でのやっぱり、道内における部分は原則これはだめよとか、そういうことではなくて、やっぱり必要なものはそろそろ行動していくべきだと私は判断するんですけども、その辺、どんな考えか、ちょっとお聞かせいただければというふうに思っております。

●高間委員長 総務課長。

●及川総務課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

職員の旅費等につきましては、おおむね総務課が所管する予算の中で、各課から合議等により確認し、支出の手続をとっているというのが現状でございます。今後とも、この旅費につきましては、安全の確保等、真に必要なものにつきましては、随行者も含め、予算の許す範囲の中において対応していきたいと考えております。

●高間委員長 議長。

●高橋議長 ということは、それはあれですか、今の答弁からいくと、必要だと判断とした場合は、それは認めていいということではないんですか、それ。

●高間委員長 財務課長。

●石原財務課長 今の総務課長の答弁について追加補足をしたいと思いますけれども、財政再生計画策定をする時点において、旅費等の考え方でありまして、これは、原則、公用車を使用して行くということで、日帰りということが原則でございます。しかしながら、ただいま総務課長が申しましたように、開催場所、会議の時間等、これに間に合わない場合とかというのがあります。会議が終わって帰ってこれないという場合については、それはそれ

で、宿泊費 1 泊を認めておる、こういう状況でございます。

以上です。

●高間委員長 議長。

●高橋議長 今の状況としては、原則、いわゆる道内、特に道内においては原則、公用車においてのということですよね。本当にどうしても不可能な場合については、予算も認めていくというようなお話でした。そうだとするならば、この辺をやはりきちんともう少しオープン化していきなりして、やはり本市として、再生計画中に、そういう今状況であっても、これをもう少し、国、道のほうにも、やはり本当に真に必要なそういった経費、そして、あるいは予算的な部分を含めて、そろそろその辺を少し訴えかけていくというのも必要な時期に来ているのではなかろうかということでもあります。どうしてもというとか、そういう部分は、それはもちろんさることながら、今後において、やっぱり必要だと判断した場合においては、これは認めていただきたいというような主張を、やはりきちんと知らしめていく必要があるんじゃないかなというふうに私は考えています。それが、先ほど言った、多くの国会議員さん等も含めて、道議も、ある意味そうですよ、この辺が余り実は知られていない中身です、経費の面、交際費の面、そんなところまで、そんな状況かと。やはりこれは、もう少し訴えかけていく中で、オープン化された、いわゆる三者協議の場ですとか、そういった場面において、どんどんやっていくべきではないかと。当然、これは行政任せばかりにすると私は言いません、もちろんそういうものも含めて、議会としては当然後押ししていければというふうに考えておりますので、少し、新年度以降、そういう少し大きな動きを見せていこうという思いが私にありますので、行政もその部分、少し、どうお考えなのかという観点で今質問をさせていただきました。

●高間委員長 今の件について、答弁をお願いします。

理事。

●清水理事 私のほうから、お答えさせていただきますと思います。

必要な旅費等については、財政破綻以後、なかなか、節約モードで、上げづらい機運はあったんでしょうけれども、必要なものについては、当然、最小必要限度でございますけれども、必要なものについては、当然今までも予算に計上していただいて、予算組みしてきているという経緯がありますし、また、時々出てくるものについては、先ほど総務課長が申しましたように、全体の旅費という枠の中で、その中で、適宜対応できるものは対応してきているというところでございます。今後とも、必要なものについては当然予算に上げていただいて、予算審査の中で、それが必要性が認められるものについては予算化を図ってまいりたいと思いますし、急に上がってくる臨時的なものについては、同じように、全体の枠の中でできるだけ対応していきたい、それについては、今後とも真剣にそれに取り組んでいきたいと思っております。

●高間委員長 議長。

●高橋議長 それこそが、先ほども午前中の審議でちょっとあった、厚谷さんのほうからも、三者協議に向けた動きの少しご質問出ていました。それまでに当たる過程の中で、議会とも少し情報共有を図りながら等という部分もありました。まさにその辺は、それぞれの観点で、やっぱり必要性を持った中でどういうものが今必要なものなのか、また、今後、こういったものも必要でなかろうか、それが、先ほどから言っているとおり、何でもかんでもということではなくて、そろそろ、この再建計画から再生計画へ移行して、ことし 6 年目に入ってきている中で、見直すべきもの、先ほど、ちょっと必要な旅費の部分ばかり注目されておりますけれども、私は、旅費ばかりではないですからね、全体図を通して必要な経費等々については、やっぱりそろそろ主張していくべきものは主張していかなければいけないのではないかと、まずはこういった部分から取り戻していきながら、そして、順序立てを言っていくのであれ

ば、給与面とか、そういった部分につながっていくのではなかろうかというふうに思いますので、まずはそういったところから、真に必要な部分を少し見直していく時期に差し加かかっていると思いますので、今後、そういった協議の場をいかにふやしていくかということも含めて、ぜひとも新年度以降、臨んでいただければというふうに思いますので、よろしくお願いします。

●高間委員長 答弁はいいですね。

ということですので、よろしくお願いします。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

では、ほかの件に関してもよろしいですか。

厚谷委員。

●厚谷委員 それでは、また続いて確認させていただきたいと思います。新年度、事業を執行していくという上では、行政執行体制、これはもう欠かせない課題の一つでもあろうかというふうに思います。その中でもさまざまあるかとは思いますが、平成 24 年度から 25 年度にかけて、やはり一番大きな変化というのは、先日 19 日に解散式を行いました夕張市民生活サポートセンターにかかわる部分かというふうに思います。それで、その中では、平成 25 年度、従前、サポートセンター委託業務としていたもののうち、15 事業については職員が対応ということになっているようでございまして、その内容についてもさまざまあるやに伺っております。例えば、財政再生計画策定時に既に登載をされていたもの、あるいは、平成 25 年度予算要求の際に予算要求をして、それが対応できたもの、そしてできなかったもの、あるいは、全く予算要求をしていない事例もあるというふうに聞いておりますが、一度やはり原点に返って、みんなで考えていきたいと思うんですけれども、サポートセンター事業がなぜこういう形で受託をしていたか、その当時の設立の趣旨を見ていただければわかると思うんですが、行政機能の麻痺を防ぐ最低限の手だてということのもとで、それぞれ事業が、サポートセンターにより、この 5 年間行われてきた

ということなんです。

それで、その中で、まず簡潔にお尋ねしますが、25 年度、そのような職員体制も含めて、サポートセンター事業がなくなった後の対応は行われるというのですが、執行体制上、問題がないということでしょうか、確認をしたいと思います。

●高間委員長 総務課長。

●及川総務課長 ご質問にお答えいたします。

まず、サポートセンターにつきましては、現在、33 事業をお願いしております。そのうち 18 事業については新年度予算案に計上するということ、そして 15 事業については臨時職員も含め職員が対応するという内容になっております。15 事業の内訳は、建設部門が 6 事業、教育課部門が 5 事業、市民課部門が 1 事業、消防、産業、総務のそれぞれ各 1 事業、全てで 15 事業となっております。これはやはり、職員定数、職員数が変わらない中においては、新たな、この事業をやるということでは、決して職員の負担が軽減するものではなく、現在行っている業務にさらに加わるものでありますので、職員の負担はあるものと考えております。

●高間委員長 厚谷委員。

●厚谷委員 職員負担があるということなんです。それで、まず、もう 1 点お尋ねしたいのは、全庁的に統一した対応がとられていないのではないかとこのように見受けられるんですが、そのあたりについてはいかがでしょうか。24 年度末でサポートセンターがなくなりますということで、これら 33 事業、予算化されたものもあれば、そうでないものもあるという意味からすると、全庁的な同じ対応がとられていないのではないかとこのことを危惧するのと、予算化がかなわなかったとすれば、そういった理由、それは職員対応でできるという判断だったのかどうか、このあたりについてお尋ねしたいと思います。

●高間委員長 総務課長。

●及川総務課長 全庁的な対応といたしまして、まず、昨年の 5 月 2 日にサポートセンターの役員と協議を行っております。その中で、平成 24 年度末で

は予定どおりサポートセンターの事業を終了すると。そして、法人は解散する方向であるということを確認させていただいております。その中で、予算化をもしした場合、サポートセンターがその受け皿の一つとして、こちらとしては望まれますが、その点につきましては、同様の業務をシルバー人材センター等で既に担っているものですから、サポートセンターとしては困難であるというご回答をいただいております。その後、平成 24 年 6 月におきましては、三者協議の課題を整理する中で、サポートセンターが実施している業務、これを平成 25 年度以降どのようにするかということ、各所管課で検討を始めております。その中で、財政再生計画に既に計上済みというものが 8 事業、そして、職員で対応することを検討したものが 12 事業、さらに、予算化などを検討するため継続し協議するというものが 13 事業ほどありました。さらには、昨年の 10 月以降、新年度予算案の検討の段階におきましては、最終的に 18 事業を予算案に計上するというのと、15 事業については非常に職員負担となって厳しいものでありますが、臨時職員も含めながら、何とか職員で対応していこうという、そういう方向を考えたところでございます。ただ、その中で、庁舎周辺の除雪、これにつきましては、委託で重機等入るんですが、玄関先等、階段等、これを職員でという話もその中でしてきたところではありますが、ただ、現実的に、その辺につきましては、もう一度、今年度の実績を見きわめながら、継続して来年度に向けて協議をするという、そういう流れになっております。

●高間委員長 厚谷委員。

●厚谷委員 それぞれ適時において、やはりその業務がどうなっているかということについては、常に点検をお願いしたいと思うんですよね。それで、先ほどの職員待遇の関係とも一部関連してくるかとは思いますが、例えば今回サポートセンターも、先日、臨時総会などでいろいろ事業報告を受ける中で言うと、さきに指定管理を返上された歴史村のキャンプ場、ここの施設の除雪なんかもやっているわ

けですよね。それは、多分、委託業務一覧の中には載ってきていないんじゃないかなと思うんですが、そういう必要に応じてやってきている部分も恐らくあるんじゃないかなというふうに思うんですよ。まず、その受け皿がなくなるということについて、しっかりお互いが認識しなきゃならないと思うのが一つと、それで、先ほどから、職員体制等を含めて、サポートセンターがなくなった後の職員負担はどのようなかというお話をさせていただいている中でいけば、職員定数は今少ないという状況の中で、そこで何とか頑張っていきたいという市長の思いはわかります。わかるんですが、一方で、例えば先ほどもお話ししたような、指定管理の施設が返上されて、その管理に毎日のようにかかわっている職員さんがいらっしゃるし、そうせざるを得ないというのが現状だと思うんですよね。やはりこれからのまちづくりということで考えれば、財政再生団体であるから職員が直営でやらなきゃならないこと、それは仕方がないという部分もありながらも、やはりしっかり職員が腰を据えて、将来に向かって、自分の業務をしっかり考えて遂行すると、そういう体制を少しでも早くつくりたいという思いで、ぜひ物事に臨んでいただきたいと思うんですよ。そういう部分も含めて、サポートセンターの関係も、先ほど職員の負担はふえるということで断言されてしまいましたので、非常に職員の方にとってはお気の毒だなという思いもあるんですが、ぜひ、年度途中の点検も含めて、対応できない、あるいは、その業務負担が大きいというものについては、前向きな対応をぜひお願いしたいというふうに思っております。

●高間委員長 これは答弁いただきますね。今の厚谷委員の質問に対して、答弁をお願いします。

市長。

●鈴木市長 サポートセンター終了に伴う職員への負担増に対する考え方ですけれども、職員への負担がふえてしまうという状況の中で、我々も、その行政執行体制の確保というのは非常に重要な課題であるという認識のもと、厚谷委員ご指摘のとおり、

それぞれのサポートセンターから継承する業務等について、どうすれば経費等も少ない中で外部にお願いができるのか、また、これは何とか課内で実施ができるんじゃないか等をそれぞれ検討した上で、予算計上できたものと、残念ながらできなかった部分があります。当然、今これは、またサポートセンター終了に伴って、新しい年度で初めてスタートする中で、負担の、実際やってみた状況等というのは、絶えず我々も意識をしていかなきゃいけないというふうに思っております。今回そういった話し合いといたしますか、課内協議を経た上で一定の整理をさせていただいておりますので、これで全て決定という状況ではなくて、実際やってみた中でそういった声というものを踏まえて、負担は確かにふえてしまう状況はありますが、行政執行体制を維持する上でも、絶えずそういった意識を持ちながら取り組んでいきたいと考えています。

●高間委員長 議長。

●高橋議長 私もちっと関連で、執行体制という観点でちょっとお伺いします。

それで、今、厚谷委員からもお話がございましたけれども、まず、ちょっとお尋ねしておきたいのは、これは予算委員会ですから、ここまでは聞いていいとは思いますが、人の配置云々のことまでは、もちろんこれは市長の人事権に伴う部分ですから、それは聞くものではございませんが、4 月以降の新年度以降の新体制の部分では、機構上、これ、大きく何か変えるものなのか、それとも現行を維持していくのか、まずそこから伺いしていきたいと思います。

●高間委員長 市長。

●鈴木市長 議長のご質問にお答えいたします。

大きな機構改正等は、現時点で考えておりません。

●高間委員長 議長。

●高橋議長 わかりました。あとは、それに伴う配置、人事に伴う部分は、当然これは市長の人事権に伴う部分で、これは近々また発表等もされるんでしょうけれども、それに伴って、大きな機構上は取り扱いが変わらないとするならば、今来ているそれ

ぞれの出向者云々の任期満了で帰られる方、また継続して残る方、それぞれ出てくると思うんです。その辺の、特に北海道に対しての部分の人事派遣の要請というのは、どのような部分でされているのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

●高間委員長 総務課長。

●及川総務課長 お答えいたします。

北海道の派遣については、現在 13 人を派遣いただいております。新年度体制につきましては、さらにそれを上回るものを本市としては要請しておりますが、道の人事状況、そういうもろもろを勘案して、上回る部分については、現在のところ、なかなか難しいという感触を得ております。ただ、現在派遣いただいている人数については、何とか維持させていただけるような、そういう取り組みを今盛んに行っているところでございます。

●高間委員長 議長。

●高橋議長 わかりました。そこで、いろいろとそれは人数体制の部分でも、なかなか大きく上回ることはできない等々もあるでしょうし、ただ、しかしながら、一方で、特に技術職に伴う部分、専門職を扱う部分等々は、これはやっぱりある程度、その課、その担当ごとでは必要ではなかろうかという部分も、やっぱりこれは一方で、従来からの大きな課題としてありますよね。そういう部分で、現に、そういった技術職等の専門職に当たる方は、この夕張のほうでも随分ご尽力をいただいている状況でありますから、そういう状況は今後も求めていただければというふうに思います。

そこで、私もちっとサポートセンターのほうに入りたいと思うんですが、先ほど来から厚谷委員のほうからも出ておりましたけれども、今、サポートセンターが今年度いっぱい、いわゆる終了ということで、これは、もちろん、この平成 24 年度で終了するということは、以前からわかれていたことであります。そこで、先ほど来から質問が出ていた、どういう事業が継続して市のほうで行うのか、また、事業予算化できないものについてはどうしていくべ

きか、それは今議論がされていた中身かと思います。
8 事業は予算化できたと、引き続き、12 事業が職員が継続してやっていくもの等もあるというような、そのほかもお答え出ていましたけれども、そこで、本来、やっぱりそういう部分でいきますと、サポートセンターがどうであれ、25 年度からそういった執行体制ではできない状況になっていたのはわかっていたわけですから、それに伴ってやっぱり人の配置、あるいは、この機構上もある意味そうなのかもしれませんけれども、そういった部分も含めて考えていったときに、全体として、これは総務なのか、道なのか、まちづくりなのかは別として、私も全庁的に、今までの流れを見てみると、何か全庁的な統一がうまくされていないのかなと、どこがどういうふうに引き継ぐのかとかですね、何かこれについては、こっちの課だ、こっちの課だみたいところが多々ある部分がありますから、ここはやはり全庁的な統一見解を出していくとするならば、職員にかかわる部分は、少なくとも総務なら総務というような形で、認識をやっぱり今後していくべきだと思うんですけども、まずその辺の状況としてはどうでしょうかね、今までの状況も踏まえて。

●高間委員長 総務課長。

●及川総務課長 ご質問にお答えいたします。

業務の内容につきましては、規定の中で、それぞれ所管業務というのを決めております。ただ、新しい業務等に対応する部分については、今、議長ご指摘のとおり、若干そういうことで皆さんにご迷惑をおかけする部分もあったかと存じております。今後については、しっかり、業務の内容については明確にし、それぞれ複数の課で行うものは、その複数で行いながら、主幹課をどこにするかなど、それぞれ協議しながら業務を進めていくということが大切なものと考えております。

●高間委員長 議長。

●高橋議長 ぜひとも、今、これから、市長も大変、人事等は一番の大きな、ある種これは市長がやらなければいけない大きな仕事の一つだと思います

から、ただ、一つやはり、今までの状況も踏まえた中で、特にサポートセンターも新年度からなくなっていく、また、先ほど来からのやりとりで聞いていても、職員に相当なまた、さらなる負担がかかっていくとするならば、まさしく新年度以降求められていくのは、適材適所の部分の配置が、とにかくやっぱり求められていくのかなというふうに思っております。また、そういった道なりさまざまな派遣要請の部分でも、こういった方をきちんと派遣対象で求めていくのかというものを見きわめていくのも、これはまた、本市としての大きな私は役割だと思っております。午前中、診療所の体制の問題等々もありました。やはり大きく反省すべき部分は反省していかなければいけない部分もありますし、やはり全庁的に適材適所の体制のあり方、そして、派遣のほうも、やっぱりこういった立場の方、こういった専門職の方、こういった知識を持った方が、やはり今後は必要なんだということを、ある種やっぱり少し明確化して出していくのも、やはり夕張の今後の大きな役割の一つだと私は考えておりますので、もしこの辺で答弁があれば答弁していただいても結構ですし、なければ、要望として添えておきますので、お願いします。

●高間委員長 答弁ございますか。

それでは、要望ということですので、よろしくお願いをいたします。

熊谷委員。

●熊谷委員 今の議長のお話と関連してなんですが、先日、市民団体で自治基本条例の勉強会をいたしました。そのときに、地方自治の専門の先生から、夕張に対していろいろアドバイスをいただいたわけなんですが、そのとき非常に印象に残ったことが、今、夕張のまちは大きく変わる時だと。そのときに、ほかから学ぶという、そういう姿勢が非常に大事ではないかということでした。例えば、産業、歴史遺産を守りながらまちづくりをしているまち、それから、自然環境を守りながらまちづくりに生かしているまち、そういうまちの勉強をしっかりして、ぜひ

夕張のまちづくりに生かしてもらいたいということだったんですが、今までのお話をずっと伺っていると、人はどんどん減る、そして、今まで頑張ってくださっていたサポートセンターがなくなっていくにもかかわらず、さらに職員の負担がふえるというような状況ですよね。そして、職員の方たちの収入についても、なかなか上向きにはなっていない。今、財政再生計画の中でやっていますし、財政再建をしなくちゃいけないという、そういう時期ではあります。ずっと以前から言われているように、こうなった状況には、国の責任、道の責任、それから企業の責任ということがあるわけで、それをこれからどうやって生かしていくか、そういったことを三者協議の中でもどのような話をしていくのかということにもかかわってくると思うんです。

言いたいのは、先ほどから申し上げておりますように、職員の方たちが、ほかのまちに勉強に行ける、そういう体制をつくらなくてはいけないと思いますので、職員の給与ももちろんですが、職員の増員についても、ぜひ検討していただきたいという要望です。

●高間委員長 要望ですね。要望ということですので。

ほかにはございますか。

厚谷委員。

●厚谷委員 それでは、別の部分でちょっとまた質問をさせていただきます。市政執行方針の中、直接予算の部分と……、関係あるか、関係ありますね、クラウドファンディングの市の応援ということなんですが、先日、常任委員会だったかでも少し話をさせていただいたんですが、ちょっと一度整理をさせていただきたいと思うんですね。例えば、これは冒頭申し上げておきますが、サッカー協会さんの取り組みを否定するものではありませんという前置きを置いた上でお話をしたいと思います。それで、今回、サッカーゴールを購入したいということで、サイトのほうに事業登録をされて、80 万だったでしょうか、たしか、事業の募集を行っているというところ

ろなんですね。振り返ってみれば、文化スポーツセンターもバスケットゴールが異常で、たしか修繕をした経過があったと思うんですよ、それは予算をつけてやったではなかったかなというふうに思うんですが、例えばそういうところの整合性というところで少し今回疑問があったのと、それから、平和運動公園については都市公園ということで、条例上は建設、しかし、実際の管理は教育委員会、それで、使用料については、グラウンドごとの幾ら幾らという使用料ですので、サッカーゴールを使おうと使うまいと、グラウンドを使えばその使用料がかかるということだと思うんですが、裏を返せば、やはりサッカーゴールも、先日もお話ししましたとおり、グラウンドに対する附帯設備なんですよ。そういうことからすると、例えば今回 80 万の事業が成立した場合に、そのサッカーゴールの所有者というのは、あくまでもサッカー協会なのか、そして、あるいは、サッカー協会の備品を使って得た収入、これが結局、市のいわゆる歳入になるという、そのあたりの整理はどのように今お考えになっていらっしゃるか、お尋ねしたいと思います。

●高間委員長 室長。

●熊谷まちづくり企画室長 まず、サッカーゴールの修繕、バスケットゴールの修繕したのと比較いたしましてどうなのかというご質問に関してなんですけれども、こちら、財政再生計画上は、ここが壊れたときには修繕をするということになっております。実際、バスケットボールのゴールも壊れましたので、そういうのは早期に対応して修繕するということで発生主義をとっております。このことから、サッカーのゴールに関しても同じ扱いにしたいということで考えております。ですから、今、サッカー協会がやっておられる事業に関しましては、絶対修繕しないとかそういうことでは全くなく、新しいゴールを使っていらっしゃる方も含めて、寄贈をしたいということで考えている事業だということと同っております。ですから、後段の質問になりますけれども、管理は教育委員会です。そして、そちらに

対して寄附されるということですので、当然、使用料は附帯設備、先ほど最初におっしゃいました状態の中に含まれるものとして管理していくことになると思われます。

●高間委員長 ほかにはございますか。

島田委員。

●島田委員 市政執行方針にも入っているんですが、ズリ山の活用、入っていますが、2 月ぐらいに公募されていると思ったんですが、その後というのはどのようにやっていってるのでしょうか。

●高間委員長 室長。

●熊谷まちづくり企画室長 ズリ山に関しましては、プロポーザルで提案を受けますよというところまでは行政常任委員会において報告いたしました。その後、プロポーザルの審査を経まして、次回の行政常任委員会で報告しようと思っていたんですけども、3 月 13 日に契約が終わりました。プロポーザルの内容といたしましては、1 社が提案がありまして、それを 4 人の委員で審査して、妥当であるということと、なおかつ、それに対する注文というのもございます、そういう形での契約をしていただきたいということで内容が整いまして、3 月 13 日に契約になっております。

●高間委員長 よろしいですか。

ほかにはございますか。

もしないようであれば、以上をもちまして大綱的な質疑を終わりたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめて、残る審査については、あす行うことにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、異議がありませんので、本日の会議はこれをもって閉じます。

お疲れさまでした。

午後 2 時 23 分 延会

夕張市議会委員会条例第 24 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会行政常任委員会

委 員 長 _____